

22 清代の省例

寺田 浩明

はじめに 一『治浙成規』―附『成規拾遺』 二『西江政要』 三福建省『省例』 四『湖南省例成案』 五『晋政輯要』 六『粵東省例新纂』 七『江蘇省例』 おわりに

はじめに

日本における清代法制史研究において『省例』と総称される一群の書物がある。研究入門書では通例、次の七省の書物がその「代表例」という形で列挙される⁽¹⁾。

山西省『晋政輯要』、江蘇省『江蘇省例』、浙江省『治浙成規』、江西省『西江政要』、湖南省『湖南省例成案』、福建省『省例』、広東省『粵東省例新纂』

しかし目を日本の外に転ずれば、なにより省レベルにおける法の存在形態に対する研究関心自体があまり高いものとは言えず、また右に挙げられる七書に限ってもそれらが常に同類の書物として分類されてきたわけでもない。例えば張偉仁編『中国法制史書目』（一九七六年、台北）は、上記のうち『江蘇省例』『治浙成規』『福建省例』『粵東省例新纂』を、第一編規範第一章法令律例第二節分類法令（九）地方法令の部に配するのに対して、『晋政輯要』『西江政要』の二書は、官僚の奏議類を集めた第四編実務第九章地方の部に配している（なお『湖南省例成案』は台湾に現存しな

い)。右の分類の当否は別として、少なくとも「省例」という書誌学的なジャンルが既に世界的に確立してあるとして論述を始めることができないことだけは確かである。

そして実際、書物の形式から入って行く限り、上記七書の一つの書誌項目としてくるのは成程難しい。その中には序文凡例を持ち編者刊年が明らかなものもあれば、無序・刊印者刊年ともに不明なものもある。また明示的・暗示的な内容分類・編別構成を持ち、書物の形式上からも統一的な形で一挙に編纂刊行されたことが明らかなものもあれば、藩司臬司の区別があるのみで後は「○○年分」といった形で一年分の冊子が積み重ねられて行くだけの（それ故、一書としての編纂刊行というエポックすらも自明には画し難い）形式のものもある。一一の項目の収録形式も、官僚名と日付を伴って官僚制内を上行下行平行するままの文書書式を大幅に残す形のものもあれば、法令条文の形にまで縮約され原件の跡を残さないものもある。上記七書はどれ一つとして同じ体裁を持つものはない。

しかし反面、その内容に着目して見るならば、これらの書物どれもが「省」という行政単位を念頭において作られた政務の先例集としての性格を共通に持つこと、そしてその限りで他の諸書との境目を明瞭に区切り得ることもまた確かに言えることである。同じく行政内の上行上行文書を対象とするにしても、その採録範囲があくまでも個人ではなく省という行政単位である点において、同じく督撫布政使按察使の奏稿通飭類の集成たる丁日昌『撫吳公牘』や、豊順公の『察吏六条』、樊增祥の『樊山政書』等とは区別され、また対象を同じく省とするも、個々の処分ではなく、あくまでも今後に向けた行政的先例が採録されている点において、『粵東成案初編』といった省単位の成案集とも区別される。それが対応する実体は、確かにどれもが日々の省政において参照されるべき該省の先例である。そして先例の集積という共通点に着目する限り、清代中期以降、吏部戸部を始めとする幾つかの中央官衙において各々の先例を輯めた『則例』が存したがごとく、幾つかの外省にはその省の先例を輯める『省例』が存在すると考えて、『則例』と並ぶ『省例』という書誌的ジャンルを構想することは、法制史学的にはむしろ素直な出発点に属するであろう。⁽³⁾そ

こで本稿は、こうした督撫両司が省内各級の行政官に向けて行政実務上参照すべき該省の規則先例を示すという法的実務の側に主眼を置き、その動きの中で成立した書物を広く『省例』と定義し、それらがとり得た種々の形態を考察するという姿勢で問題に臨むこととしたい。

ただその内包を定義したとて、なおその外延、即ちその種の編纂物が上掲七書に尽きるのか、例えばその他の省では『省例』が編纂・刊行されなかったのか、或は上記各省についても省例編纂物は上述のものにとどまるのか（後述する通り『省例』各書必ずしもすべてが清代後半期の全体を覆っているわけではない）については、未だ確言できるほどのデータは無い。例えば『湖南省例成案』は現在、東京大学東洋文化研究所に一本の所在が確認されるだけである。もしそれが欠けていたならば我々は湖南省には『省例』が無かったと推定することになっていただろう。これを逆に言えば、今後いつ他省について「天下の孤本」が何処かの図書館で見つからないとは限らない。そこで本稿においては、こうした外延の問題は今後の調査発見に向けて開いたままとし、専ら上掲の七書を、その現存する諸例という形で取り上げて論ずることとする（なお『治浙成規』との関連で『成規拾遺』についても付論する）。

ただ能力と紙幅を考えれば、省政全般に互る諸事項を扱う書物、しかも現在知られるそのすべてについてここでレベルを揃えた内容的な紹介・分析をすることはできないことではない。しかも学説史を見れば『省例』各書については、幾つかの収録条文をその扱う個別事実に着目して引用・利用する研究は存在するが、当該『省例』の全体構成を形式的に論ずる研究を不思議に未だ見ない。⁽⁴⁾そこで以下においては、内容面についてはしばらく措き、専ら『省例』という法的書物の構成と成立ちという形式的側面に重点を置いた解題を行うこととする。紹介の順序は、順次明らかにする通り、概ね該書の原型が成立した時期の先後に依り、また成立上の疑点の多い早期の三書についてより多くの紙幅を割くこととする。

『治浙成規』八卷。卷一から巻四が「藩政」、巻五から巻八が「臬政」に割り振られている。各巻冒頭に目録を有するが、総目録は欠く。序跋等はない。

各巻版心上段には「治浙成規」、中段には項目標題、各巻毎の通し葉数、そして下段には収録事例の年分が記されている（なお藩政分については時に「某年補刊」という表記が現われる。ここでは収録される事例本体の奉批年月は補刊年よりも前のものになる）。書内の配列は藩政分臬政分ともにこの版心に記された年次の順による。ただ同一年次に複数の事例がある場合の配列は、臬政分では文書本体に記される巡撫奉批月日順であるのに対して、藩政分では必ずしも奉批の月日順ではなく、何らかの内容的な配慮がなされているように見受けられる。収録される一件の文書は、一・二行の（目録に示されるより少し長めの）標題を示した後、「浙江等処承宣布政使司為某々事」等と書き起こされる布政使・按察使もしくは両者連名の詳文が続き、最後に督撫の批が付される形が大多数を占める（この他、戸部刑部の咨文、巡撫から皇帝への上奏等が幾件が含まれている）。文章の節略の度合は非常に低く、巡撫・総督の批も日付を別にして丁寧に分け記されている。

収録される事例の奉批年月に着目するなら、藩政分は、乾隆三十五年（一七七〇）から道光十二年（一八三二）まで六三年間（版心の年分に着目するなら、末尾は「道光十七年補刊」となるが、そこに収められる事例の奉批年月は道光八年である）、全八二案。年次分布は、ごく初期の乾隆三十八年に一九案が集中する他は、一年当り一・二案、最高六案ほどであり、事例無しの年が二九年ある（特に乾隆四十三年から五十七年まで事例無しの年が連続する）。臬政分は、藩政分より十数年早い乾隆二十一年（一七五六）から始まり、道光四年（一八二四）まで、六九年間、全八〇案。

年次分布は、ここでも冒頭の乾隆二十一年に二三案が集中する他は、年毎に数案、最高一年当り五案ほどであり、収録事例無しの年が三三年分ある（両政分を重ね合わせると全七七年間、一六二案。内一九年分について事例を欠く。総じて乾隆五十年前後が低調である）。

以上から知られる通り、我々の手にする『治浙成規』八巻は、藩政・臬政の二大区分の下、年次毎に事例を収載した一つの完結した編纂物である。編纂者・成立年次は書中に明示されないが、体裁から見て上記「道光十七年補刊」として示される最終表示年（一八三七年）を去ること遠からざる時期に誰かによって編まれ刊刻された書物であることは明らかである。

しかし『治浙成規』の成立過程を論ずるには、書籍刊本の成立だけではなく、その前史をも問題としなければならぬ。というのも『治浙成規』を読むと、実にその収載条文自体の中に（ということは『治浙成規』という書物が刊行される以前に）既に「倘し俯允を蒙れば、通飭するを除くの外、並びに治浙成規冊内に刊入し、永遠に査照辦理するを得さしむを請う」（藩政冒頭「省倉收放南米章程」乾隆三十五年）といった文面を持つ事例が幾つか現われるのである（二六二事例中二〇事例。初出は臬政「軍流遣犯在配妻氏病故毫無別情者概免報官」乾隆二十四年の巡撫批「如詳飭遵仍刊入治浙成規本内」）。そこで言われる「治浙成規」とは明らかに我々が手にしている『治浙成規』八巻本ではない。しかし「冊」と言い「本」と言う以上は、それが乾隆二十四年来、既に特定の書冊の形で存在していたことも疑いはない。

ではそこで「治浙成規」と呼ばれていたものの内実は何であったのだろうか。冊内あるいは本内に「刊入」という表現から考えれば、新たに生じた一件事例を刊刻して「母冊」様のものに追加挿入したに相違なく、その母冊が「治浙成規」と呼ばれていたと想定するのが順当であろう。また後になると藩政「交代倉穀納米照全米作收」嘉慶六年三月の巡撫批「応如所詳刊入治浙成規通飭各属遵照。仍将刊刷治浙成規呈送查核」のごとく、その毎次の刊刻物自

体をも「治浙成規」と呼ぶ例が僅かながら現われる。両側面を併せて言うならば、そうして随時刊刻頒布されたファイルされた通飭印刷物の集合体が「治浙成規」の実体ということになるであろうか。

そして浙江において通飭類が省内各属の行政官に向けて刊刻頒布されるに至った経緯自体は、『治浙成規』収録史料に明示的に示されている。即ち乾隆二十一年九月、その年二月浙江に着任した按察使台柱（乾隆二十三年三月まで在任）が布政使富勒渾と連名で出した詳文（臬政「銅婢二十五歳以上照例治罪、并許親属領回不追身価」末尾に、本件事案の処理に付帯してなされた次の様な請が見える。即ち「浙省の一切の詳定章程は毎に之を行いて日久しく、官更り吏易れば、未だ原委を悉くせず、以て遵循を克せず辦理に違誤するを致す有り。比比皆是たり。査するに、現在一切の部議成案は俱て臬司衙門より随時刊発さるる。有る所の刊費は、毎年各府州縣が公銀一兩を扣して存備す。例案を刊するを除くの外、尚お餘剰有り。應に請うらくは、嗣後一切議詳議稟事件の永遠に章程と為す可き者は、即ち餘剰の銀を將つて亦一體刊佈流傳せしめ、交代に遵循する有らしめんことを。政務に裨益無からざるに似たり。合に併せて聲請す」。浙江按察司が中央の部議成案を刊刻頒布する（後述『成規拾遺』小序によればそれは乾隆十九年に始まるという）のと同様に、今後は永く章程とすべき省事例についてもそのシステムにのせて刊刻頒布することとしたいとの提案であり、巡撫総督はその提案を受け入れた。そして実際『治浙成規』『臬政』部分の収録事例は、まさにこの請がなされた乾隆二十一年分から始まっている。

そして乾隆二十四年以降に見える「刊入治浙成規」のケースについても、その刊入作業の実際について見れば、大部分の用例が「通飭するを除くの外」と記した臬政「糧船婦次防範水手滋事章程」道光元年が「刊入治浙成規、以備考核而垂永久」と記すことから、各属へ通飭するという本来の実務とは別に後日の参照の用に資するべく当該事例が別途印刷配布されていたこと、そして前掲嘉慶六年三月藩政事例の巡撫批「仍お刊刷せる治浙成規をば呈送し査核せしめよ」からは、その内容および刊刷の事実がその度毎に上司によりチェックされていたことが窺える。「刊入治

浙成規」とは言っても、行われることは上記乾隆二十一年例に記される省の通行事例の印刷配布実務と大きな変りはない。そしてまた、明示的な「刊入治浙成規」文面を持たない多数の事例もまた『治浙成規』に収録されているという反面の事実を踏まえるならば、この実質は刊入表現の有無にかかわらず終始こうした省内通飭の刊刻頒布作業に存したと考えてよいのであろう。

そしてこうした「治浙成規」が、初期の段階から実際に日々の省政実務の中で参照され、またそうしたものとして維持管理されたことは、『治浙成規』収録事例の中からだけでも証拠立てられる。

即ち、乾隆二十六年には、船客が窃盗に遭った場合の船戸の賠償責任をめぐる県府の原案に対して、按察使はまず「治浙成規」を参看した上で、なお「成規内に所載する中途附搭匪人之条と別有り」として提案を認め、またその裁断自体を再び「治浙成規」に刊入することを求めている（巻六「航船被失、分別賠贓」）。また乾隆四十四年には、巡撫が具体的な案件処理を巡り「治浙成規」を調査した際にその不備に気付き、按察司に規定の再検討を求め、その示した改良案が再び成規に刊入される事例が出る（巻七「竊盜再犯毋庸統計前犯之案、以現犯案數職數分別遣徒」⁶）。そして道光四年には、知県が私塩案件の処理方法について、乾隆四十一年の「治浙成規」を参照し、かつ規定の欠を指摘するケースが存した（巻八「零細販私再犯三犯分別治罪」）。この様にそれは省内で先例を論ずる場合にまずは検すべきものとして扱われ、またそれ故、将来に亘って遵照されるべき規範が提案される場合には、上に幾つか引いた例が示す通り、当初段階から既にそれを「刊入治浙成規」することまでが提案の中に含まれることになる。

そして事例が「治浙成規」に収録されてあるということに対するこうした意味づけの重さに見合せて、藩政「同通缺出仍照原章……」道光十二年のごとく、既に前憲の批准を奉じ一応の準拠を得ていると称する先例についてまで「今遵照辦理すと雖も尚未だ成規に刊入せず」として改めて「治浙成規」への刊入を求めるケースが出現し、そしてまた冒頭に少しく触れた「補刊」、即ち藩政部分に「嘉慶十五年補刊」（中に嘉慶八年六月奉批、嘉慶八年八月奉批、嘉

慶十四年五月奉批の三事例を含む)、「嘉慶十六年補刊」(嘉慶十五年一月奉批事例)、「道光九年補刊」(道光三年七月奉批事例)、「道光十七年補刊」(道光八年十二月奉批事例)のごとく、先行する事例を後年に改めて「治浙成規」に刊入することが行われたことの背景にも、同様の事情はうかがえよう(なお補刊対象たる年分に既に別事例の「治浙成規」刊行がある場合もあれば無い場合もある。また補刊のなされた年に当該年分の「治浙成規」が刊行されている場合もあれば「補刊」だけがなされている場合もある。決して何かのついでに刊行したわけではない)。

この様に浙江省においては、我々が手にする書物『治浙成規』八巻が成立する遙か以前、早くも乾隆二十年代から「治浙成規」と呼ばれる、永く章程とすべき省事例を刊刻収載すべき特定の形式が存在し、そこに収載される事例は特有の扱いを受けていた。前者『治浙成規』が、後者「治浙成規」にその基礎を置くことは明白である。しかしそれでは『治浙成規』と「治浙成規」(更に遡れば乾隆二十一年来省内各属に随時刊頒されてきた個々の通飭印刷物)との間にはどの程度の差異があるのであろうか。後者の実物を知らない以上、勿論議論は推察の域を出ないが、最小限『治浙成規』に示されるがごとき標題が当初の個別刊頒物に最初から付いていたとも考え難い。また『治浙成規』ではそれら諸文書が年次分毎に(しかも藩政分については内容的な配列をもって)まとめられている。『治浙成規』は個別刊頒物の単なる集積ではなく、そこには小なりと雖も何らかの編集作業が介在していることは明らかである。しかしその編集がどの段階でなされたのかという点についてはなお幾つかの選択肢が残り、そしてその問題は再び「治浙成規」の具体的な存在形態の問題を呼び起こすことになる。

というのも、前述の通り重要通飭の刊頒は条例の刊発に倣って行われたという。そしてその条例の刊発形態については、浙江については不詳だが、乾隆二十九年五月二十日付の湖南巡撫常鈞の奏摺に「また部の咨を承けて、凡そ承った上諭・並びに条奏事件は、ただちに刊刻し印刷して、まず通飭を行い、更に年末ごとにまとめて刷って函を成し、再び頒発を行わなければならない」といった記述を見ることができ(7)る。「治浙成規」についても個別刊頒とは別に年次

冊が出されなかったと想定する理由もない。そして実際、臬政冒頭の乾隆二十一年分が、刊頒提議がなされる上記九月以前の日付を持つ諸文書七件(同年六月にまで遡る)をも収録している(更に付け加えればこの年分は、臬政分の中で飛び抜けて多い二三件もの事案を含み、またその内の五件について乾隆十一年に遡る過去の事例を「附旧案」として付する点でも他の年分と区別される)ことから、最小限、該年次分については一年分がまとめて(当年末あるいは翌年初に、台柱のリーダーシップの下で、九月以前の事例を補い、また恐らくそこで「治浙成規」という特有の標題を帯びて)刊行された、逆に言えば該年次については年次冊しか無い、という想定が導かれもするのである。その後もこうした年次毎の刊行体制が続いたのか、それとも次の整理は八巻本刊行段階まで待たなければならないのか、判断の手がかりはあまり無い。しかしもし、それが以後の年次についても言えることとなれば、『治浙成規』に見える年次毎の体裁はその段階から既に存し、また史料に語られる「治浙成規」を通飭印刷物のバインダーファイル以上の実体的形式を持つ書冊として構想する可能性が出て来ることになる(逆から言えば、その際には『治浙成規』八巻本は単に従来からある「治浙成規」年次冊を合冊再版した書物に止まることになる)。

この様に細部に互ればなお不明な点は少なくない。しかし最小限、乾隆二十一年の段階で、以後省の先例・章程として永く参照すべき事例については省内各属衙門にその案件を印刷配布しファイルさせる体制が(当面は臬政分についてだけだが)創設され、早くも乾隆二十四年の段階で既にそれは新例を「刊して入れる」べき形式的範疇「治浙成規」として名称上も実体上も確立し、乾隆三十五年以後は藩政分の刊頒も開始され、その方式が道光年間まで維持されていった(そしてそれが絶えて暫くして『治浙成規』八巻が刊された)という大筋の事実は明らかである。そしてそれは我々に省の先例一般と、我々の手にする書籍としての『省例』との間に、同時代的に先例的性格を明示され予め他の通飭一般と画されて提示頒布される特別の規範、その規範の為の特有の枠組み、いわば単純に「省例」とでも表記すべき規範の存在形式を想定することの必要性を教える。

ただその様に言っても、そうした省例という枠組みが、規範の性格付けに際してどの程度の限定性・排他性を持っていたのか（端的に言えばそうした省例に含まれないものは先例的価値を否定されたのか否か）は、もう一つ別の問題となる。そして次の書物を見れば、その答えは否定的な方向に傾く。

『成規拾遺』一卷 本書は、上掲『治浙成規』八巻本とは異なり、乾隆三十八年（一七七三）の日付を持つ萬維翰「小序」を持つ。萬維翰は『大清律例集註』（乾隆三十四年）、『幕学举要』（乾隆三十五年）等を書いた当時著名の幕友である（生年不詳）。日本には乾隆甲午（三十九）年重訂の芸暉堂蔵板の版本が存する。

刊行年次から容易に推察されるように、本書は道光中期成立と見られる刊本『治浙成規』八巻を拾遺するものではない。本書が「拾遺」せんとしている対象は、まさに上に「治浙成規」として述べた乾隆二十年代来存在する書冊である。「小序」は次のようにその経緯を述べる。即ち、古より大綱を示す官撰書「記載之書」と並んで「稗官野乘」というものもあり、それなりに世に裨益してきた。我朝は礼楽法制完備し、浙江においても両浙藩司が乾隆十六年に条例を刊発し、乾隆十九年には臬司もまた例案を分刻するようになった。それに加えて長白台公（上述の按察使台柱）は復た通行の事を彙萃し条もて分け縷析し、定めて「治浙成規」を為った。積み立て久しく増益し宏綱具呈し法律は森然たり。ただ（記載之書の常として）条教節目においては亦あるいは未詳にして猶遺憾なる有り。そこで翰は不敏なれど、来たりて存素堂に寓し（稗官野乘に当たるものを作らんと）乾隆二十三年から二十八年までの六年間、公餘偶暇に輒事補苴す。凡そ治体に最も切要なる者、撫拾せざる莫し。そこでこれを印刷に付し同志に公けにし、浙江に來たりて入国問禁・入郷問俗する人々に資せんと思ふ、と。

東洋文庫蔵の重訂本（一卷四冊）の体裁を紹介すれば、扉は三欄に区切られ、中央に成規拾遺と大書し、右欄に呉郡萬楓江輯、左欄に芸暉堂蔵板、上部欄外に横書きで乾隆甲午年重訂とある。巻頭の「成規拾遺目錄」は「續増」と記す

る一行により前半と後半に分かれたれ、また以下に続く本文もその前半後半（以下正編統編と呼ぶことにする）毎に各各通し葉数が振られている。正編六四例、統編二二例⁽⁸⁾。配列は必ずしも年次順ではなく、ゆるやかではあるが、正編統編毎にそれぞれ前半に藩政関係、後半に臬政関係を集め、更にその中を内容的に分類しようという意図が感じられる。収録される原件の時期は、正編は雍正八年から乾隆二十八年まで（うち乾隆十年以後が大部分を占める）、統編は正編と年次の重なる乾隆十四年から乾隆二十五年までの一〇件と、正編以後の乾隆三十四年から三十六年までの二二件とからなる。なお正編上部欄外には、時に「三十五年六月二十九日撫院熊批……在案」或は「統奉定例……」といった原件以後の顛末を記する短い按語が始めから印刷された形で載っている。統編部分にはこうした按語はない。

「治浙成規」本体との関係について言えば、正編統編とも、収録事例の年代は「治浙成規」特にその臬政部分の出だしと重なりを持つ。しかし（拾遺という以上は当然のことながら）内容上の接点は次の二点を除いて殆ど無い（逆に言えば、道光刊の『治浙成規』はこの『拾遺』をまで併合したものではない）。第一に正編十番目の事例（乾隆二十年）の欄外按語に「解省南米、浙撫院富、於藩司任内詳定收放章程、已刊入治浙成規」とある。『治浙成規』藩政分冒頭事例「省倉收放南米章程」乾隆三十五年と対応する語であろう。第二に正編五六番目「查起当贓母令貧民措本先贖、不許假手經捕串捏」乾隆二十一年は、既に刊刻されていた筈の『治浙成規』臬政分冒頭事例「典鋪竊贓、先行查起給主於犯屬名下追還當本」（乾隆二十一年）と同一案件であり、またほぼ同文である（ただ不思議なことに巡撫奉批の日付が十日ほど違う）。これが『成規拾遺』に含まれるに至った経緯は興味を引くが不明である。

ただこの最後の一点を除けば、『成規拾遺』の内容は、「治浙成規」刊刻開始に先行する該省先例の集成、現行「治浙成規」臬政部分の補、および「治浙成規」に当時殆ど欠けていた藩政部分の収録から成ることは明らかであり、また成立経緯も次の様に推定されよう。

まず小序に言う乾隆二十三年から二十八年の作業期間に萬維翰の手で正編が出来上がる（正編部分はそれ以降の事

案を含まない)。これが一〇年後の乾隆三十八年に刊行に回されることとなり、その機会に「小序」が書かれる。しかしまた他方（続編最終事例の日付である）乾隆三十六年以後のどこかの時点で、正編時代部分についての更なる補遺、乾隆三十四・三十五・三十六年分の「治浙成規」未収録事例の集成がなされ、また既に正編に収録されている部分についても、必要に応じて欄外に按語を付するという「重訂」作業が進められ、三十九年にはこの重訂版が刊行された（重訂者も萬維翰自身であるとした場合、刊本がこの重訂版に限られるという可能性も無いではない。ただそう考えた場合、小序に何故この重訂の経緯が言及されないのかの疑問が残ることになるが）。乾隆三十年代後半に起るこうした情熱の由来は不明だが、『治浙成規』藩政分の出発がこの頃である（乾隆三十五年に孤立的に一事例が出るが、一九事例が現われ刊頒が本格化するの二年とんで乾隆三十八年のことである）ことと相互に何らかの関係をもつのかも知れない。

さてこのように『成規拾遺』は、乾隆二十一年に始まる八〇年弱の「治浙成規」の歴史の中で見た場合、比較的その初期に現われた。両者を対比するなら、「治浙成規」の側が、督撫両司という決定権者が省内事例の中から「永遠に章程と為す可き者」を選んで刊頒した高権的印刷物という性格を終始持つのに対して、『拾遺』の側は、基本的には幕友たる萬個人の蒐集と編纂にかかる私的な先例集であるという性格の差は否定し難い。しかし他面、実際に「治浙成規」未収録事例が、私人の手でこうして蒐集刊行され（そしておそらく歓迎され）た以上は、それら事例がなお省の先例として有用有効であったこと、督撫両司によって刊頒されなかった（結局は「治浙成規」に刊入されなかった）事例も、決してそのこと自体ですべての先例価値を否定された訳ではないことは認めざるを得ないであろう。省例という形式的範疇は、そこに刊入される事例の先例としての規範性を確立する（したがって「補刊」要求も生まれる）ものであったが、それだけが価値ある先例だというまでの排他的な力を持つものではなかったことが知られる。

二 『西江政要』

『西江政要』と呼ばれる書物には、東京大学東洋文化研究所蔵本に限って見ても、明らかに形式を異にする二系統の本がある。第一は、三欄に分けた扉の中央に「西江政要」右に「布政司衙門刊」左に「経歴司蔵板」と記し、以下三葉の「巻首」に巻一卷二分の目録を列記する二巻本であり、第二は、上記以外の（基本的には按察司系統の例を載せる）諸本である。便宜上、前者を「布政司本」、後者を「按察司本」と呼んで解説する。

①「布政司本」

巻一に三一案、巻二に一九案、全体で五〇案。右述のごとく巻頭に二巻全体の目録を有す。明示的な編別はないが、年次順の編成ではなく、錢糧・俸禄・社倉・田宅といった形で数条毎のまとまりをつけた（そしてそのまとまり毎に事例を年次順に並べた）編成が為されている。収録事例を年代別に見れば、乾隆十六年（一七五二）から乾隆二十六年（一七六一）に互り、この間の毎年次について一件から九件の事例が収められている。文書縮約の程度は様々であるが、多くは短い標題を付し、原件の主要部分を「一」という字の下に摘録し、末尾に「前件経前陞司王於乾隆十九年六月議詳奉部院范批允通行」といった按語を付し改葉する形を基本とする。ただ巻二「修圩章程」「圩堤善後事宜」ともに乾隆十九年、および「県丞巡典派管圩堤」乾隆二十年の三条については途中で改葉せず、最後の文件の末尾に「前三件。圩堤は民生の要務たり。條款は乃ちその節目。原議を通覧して始めて綱領を得。一専「事の誤刻か」一議の以て要語を摘存す可き若きに非ず。是を以て案に照らして全載す」とあり、実際幾らか詳細である。こうした編集上の注記および按語部分に時に見られる「前司」といった表現から考えれば、本書は乾隆二十六年を去ること遠からざる時期に藩司衙門に蔵する重要檔案を整理編纂して成立したものと推定されよう。

②「按察司本」

例えば東洋文化研究所蔵本について言えば、A大木文庫／総・章則／55、B大木文庫／総・章則／56、C仁井田文庫未整理A22843の三本がこれに当たる。これらは一列の諸本の三つのコレクションと見ることができ、事実Aの全体はCに完全に含まれ、またCの集成の後半部分とBの集成の前半部分とがお互いに重なりあうという関係に立つ（AとBの間に重複はない）。重複分を除くと東洋文化研究所には九四卷分が残存する。全体はその編成原理によって、冒頭の四卷分とそれ以下の諸巻に両分される。

まず巻一から巻四までの四巻は、四卷全八三条が全体として（布政司本と同様に明示的ではないのだが）ゆるい内容別編成の下に組み立てられている（ただ布政司本と異なり目録は各巻冒頭に付される）。事例年次は乾隆十六年から二十五年に亘るが、有意に乾隆二十三年以降が多い。各件毎に簡明な標題を付し、「一」字の下に原件要旨を摘録し、文件末尾に「前件于乾隆二十四年經前司元稟呈前撫院阿核定飭遵」といった按語を付するという形式的類似から見て、右述の「布政司本」と対の形で刊行されたものと思われる。

それに対して巻五以下は、例えば巻五巻頭の目録が第一行目に「西江政要目録」二行目に「巻五 乾隆二十六年」という書式で始められ、以下に当該年の一二の収録項目名が列挙されることから分る通り、基本的に年次別に編成される（勿論これらは刊行時期がその年であったことまでは示さない。ただ収録事例に着目して、以後こうした本を乾隆二十六年本等と呼ぶこととする）。初期においては、巻九（乾隆三十一年・三十二年。および目録に無い乾隆三十年的一件）、巻十（乾隆三十四・三十五年）、巻十二（乾隆三十七・三十八年）のごとく、一卷にまとめて二・三年分の事例を収録するケースが存する。しかし巻十三・乾隆三十九年本以降は、項目数の多少にかかわらず一年分に一卷を配する仕方が定着する。一年毎の収録件数は、乾隆二十七・二十八・五十八年、嘉慶三年、道光二十五年について一〇件以上を収録する他は、収録事例一・二件の年分も少なくなく、東文研本を平均すると巻五以下の一巻当り事案数

は三件半程になる。収録される事案は、他省『省例』臬司分と同様に省内刑政をめぐる制度規範の処理を主軸とするが、乾隆末より「酌議辦理赦款章程」「軍流遺犯中途會赦查明申請援減截留詳咨通回各省辦理」といった全国的な恩赦の該省における実施細則が見えだし、後年に到るほどその比重が大きくなる点特徴的である。こうした年次分が何年分何巻分であるかは、コレクションにより異なり、東洋文化研究所蔵本は巻一百二十八・光緒十六年（二八九〇）で終わるが、『中国法制史書目』には巻一百三十一・光緒二十年本の存在が記され、また馬奉琛『清代行政制度参考書目』には更に光緒二十六年本（巻数不詳）の存在が記されている（『西江政要』四十冊。北平圖書館。起乾隆初至光緒二十六年）。

ただ詳細に見れば、この期間について同一形式の諸巻が年次順に単純に積み重なっているという訳ではない。諸巻の間には、目録の有無、目録葉の書式、版心表記の仕方、葉数表記の仕方、更には巻数表記自体の有無（収録事例の年分だけを表示し巻数を記さない巻がある）といった様々な形式上の変動が存在する。そしてこの最後の巻数表記の側面について言えば、東文研本の伝存状況（上述の通り東文研本の最終巻数は巻一百二十八であるのに対して東文研に存するのは合わせて九四巻分に過ぎない）を割り引いた上でも、なおそこには奇妙な断絶があると言う他ない。これは版本の伝存に関わり煩瑣に亘るが、今後各地の諸本を対比整理する基礎ともなることである。本書を利用する上で最小限必要となる巻数表記問題に限り、煩を厭わずその変動を見て置くことにしよう。表Iに、東文研本について、年次を軸としてその年次に当たる巻の巻数表記・目録記載様式等を示した。

表から明らかな通り、大多數の巻は、通巻数と収録年分表記の両方を目録・版心の何処かに有している。嘉慶二十五年本から道光十六年本までの間に、版の何処にも通巻数を示さない諸巻が現われるが、巻数表記が復活した巻にはそれら諸巻をも数え込んだがごとき通巻数が基本的には振られている。乾隆三十三年分、嘉慶十二・十三・十六年分といった年分の事例はどの巻にも含まれないが、表に見られる巻数の続き具合から考えれば、それら諸年分は当初

年 分	巻 数	目 録 葉 表 記 等	件	存 否
嘉慶 3 年 (1798)	37	西江政要卷三十七目録嘉慶三年	11	C
嘉慶 4 年 (1799)	38	西江政要卷三十八目録嘉慶四年	3	C
嘉慶 5 年 (1800)	39	西江政要卷三十九目録嘉慶五年	3	A C
嘉慶 6 年 (1801)	40	西江政要卷四十目録嘉慶六年	3	A C
① 嘉慶 7 年 (1802)	42	西江政要卷四十二目録嘉慶七年	1	A C
嘉慶 8 年 (1803)				
嘉慶 9 年 (1804)	43	西江政要卷四十三目録嘉慶九年	2	A C
嘉慶 10 年 (1805)	44	西江政要卷四十四目録嘉慶十年	2	A C
嘉慶 11 年 (1806)	45	西江政要卷四十五目録嘉慶十一年	3	A C
嘉慶 12 年 (1807)				
嘉慶 13 年 (1808)				
嘉慶 14 年 (1809)	46	西江政要卷四十六目録嘉慶十四年	6	A C
嘉慶 15 年 (1810)	47	西江政要卷四十七目録嘉慶十五年	5	A C
嘉慶 16 年 (1811)				
嘉慶 17 年 (1812)	48	西江政要卷四十八嘉慶十七年	3	A C
嘉慶 18 年 (1813)	49	西江政要卷四十九目録嘉慶十八年	1	C
嘉慶 19 年 (1814)	50	西江政要卷五十目録嘉慶十九年	6	A C
嘉慶 20 年 (1815)	51	西江政要卷五十一目録嘉慶二十年	1	A C
嘉慶 21 年 (1816)	52	西江政要卷五十二目録嘉慶二十一年	2	A C
嘉慶 22 年 (1817)	53	西江政要卷五十三目録嘉慶二十二年	2	A C
② 嘉慶 23 年 (1818)				
嘉慶 24 年 (1819)	65	西江政要卷六十五目録嘉慶二十四年	1	A C
嘉慶 25 年 (1820)	—	西江政要目録嘉慶二十五年	2	A C
道光 1 年 (1821)	—	西江政要目録道光元年	2	A C
道光 2 年 (1822)	—	西江政要目録道光二年	4	A C
道光 3 年 (1823)	—	西江政要道光三年／目録	6	A C
道光 4 年 (1824)				
道光 5 年 (1825)				
道光 6 年 (1826)	—	西江政要目録道光六年	2	A C
道光 7 年 (1827)	??	【目録欠。内容は道光七年】	1	A C
道光 8 年 (1828)	—	西江政要目録道光八年	9	A C
道光 9 年 (1829)	??	【目録欠。内容は道光九年】	2	A C
道光 10 年 (1830)	—	西江政要目録道光十年	6	A C
道光 11 年 (1831)	77	西江政要目録道光十一年 (版心に巻数)	8	A C
道光 12 年 (1832)				
道光 13 年 (1833)	—	西江政要目録道光十三年	2	C
道光 14 年 (1834)				
③ 道光 15 年 (1835)	82	西江政要目録道光十五年 (版心に巻数)	5	C
道光 16 年 (1836)	—	西江政要目録道光十六年	1	C
道光 17 年 (1837)	84	西江政要目録道光十七年 (版心に巻数)	1	C
道光 18 年 (1838)	85	西江政要目録道光十八年 (版心に巻数)	2	C
道光 19 年 (1839)	86	西江政要目録道光十九年 (版心に巻数)	3	C
道光 20 年 (1840)	87	西江政要目録道光二十年 (版心に巻数)	1	C

表 I 東京大学東洋文化研究所蔵『西江政要』(按察司本)の巻数表記

年 分	巻 数	目 録 葉 表 記 等	件	存 否
乾隆16年から 同25年まで	1	西江政要目録卷一	27	A C
	2	西江政要目録卷二	18	A C
	3	西江政要目録卷三	13	A C
	4	西江政要目録卷四	25	A C
乾隆 26 年 (1761)	5	西江政要目録／卷五乾隆二十六年	12	A C
乾隆 27 年 (1762)	6	西江政要目録／卷六乾隆二十七年	14	A C
乾隆 28 年 (1763)	7	西江政要目録／卷七	10	A C
乾隆 29 年 (1764)	8	西江政要目録／□□□□十九年分	7	A C
乾隆 30 年 (1765)	9	【事実上巻九に収録】	1	
乾隆 31 年 (1766)	9	— 西江政要目録／卷九乾隆三十一年分	1	} C
乾隆 32 年 (1767)	9	— /乾隆三十二年分	7	
乾隆 33 年 (1768)				
乾隆 34 年 (1769)	10	— 西江政要卷十目録／乾隆三十四年分	3	} C
乾隆 35 年 (1770)	10	— /乾隆三十五年分	3	
乾隆 36 年 (1771)	11	西江政要目録卷十一乾隆三十六年分	2	C
乾隆 37 年 (1772)	11	— 西江政要目録卷十二／乾隆三十七年	1	} C
乾隆 38 年 (1773)	12	— /乾隆三十八年	2	
乾隆 39 年 (1774)	13	西江政要目録卷十三乾隆三十九年	4	C
乾隆 40 年 (1775)	??	【目録欠。内容は乾隆四十年分】	1	C
乾隆 41 年 (1776)	15	西江政要目録卷十五乾隆四十一年	3	C
乾隆 42 年 (1777)	16	西江政要目録卷十六乾隆四十二年	6	A C
乾隆 43 年 (1778)	17	西江政要目録卷十七乾隆四十三年	4	A C
乾隆 44 年 (1779)	18	西江政要目録卷十八乾隆四十四年	2	A C
乾隆 45 年 (1780)	19	西江政要目録卷十九乾隆四十五年	1	A C
乾隆 46 年 (1781)	20	西江政要目録卷二十乾隆四十六年	4	A C
乾隆 47 年 (1782)	??	【目録欠。内容は乾隆四十七年分】	3	A C
乾隆 48 年 (1783)	22	西江政要目録卷二十二乾隆四十八年	1	A C
乾隆 49 年 (1784)	23	西江政要目録卷二十三乾隆四十九年	2	A C
乾隆 50 年 (1785)	24	西江政要目録卷二十四乾隆五十年	1	A C
乾隆 51 年 (1786)	??	【目録欠。内容は乾隆五十一年分】	3	A C
乾隆 52 年 (1787)	26	西江政要目録卷二十六乾隆五十二年	6	A C
乾隆 53 年 (1788)	27	西江政要目録卷二十七乾隆五十三年	1	A C
乾隆 54 年 (1789)	28	西江政要目録卷二十八乾隆五十四年	4	A C
乾隆 55 年 (1790)	29	西江政要目録卷二十九乾隆五十五年	6	A C
乾隆 56 年 (1791)	??	【目録欠。版心に五十六年とある】	2	A C
乾隆 57 年 (1792)	31	西江政要目録卷三十一乾隆五十七年	1	A C
乾隆 58 年 (1793)	32	西江政要目録卷三十二乾隆五十八年	11	A C
乾隆 59 年 (1794)				
乾隆 60 年 (1795)	34	西江政要目録卷三十四乾隆六十年	1	A C
嘉慶 1 年 (1796)	??	【目録欠。内容は嘉慶元年】	2	A C
嘉慶 2 年 (1797)	36	西江政要卷三十六目録嘉慶二年	4	A C

年 分	巻 数	目 録 葉 表 記 等	件	存 否
光緒 9 年 (1883)				
光緒 10 年 (1884)				
光緒 11 年 (1885)				
光緒 12 年 (1886)				
光緒 13 年 (1887)				
光緒 14 年 (1888)	126	西江政要卷一百二十六目錄光緒十四年	5	B
光緒 15 年 (1889)	??	【目錄欠。内容は光緒十五年】	1	B
光緒 16 年 (1890)	128	西江政要卷一百二十八目錄 (版心に年分)	1	B

「巻数」欄：目錄葉・版心問わず、何処かに巻数が明記されてある場合について、その巻数をこの欄に記した。なお数年分を一巻に収める諸巻については各々の年分に同一巻数を書き込んである。巻が実在するにもかかわらず、明示的に巻数表記が見えない巻については一を、目錄が欠けるために有無を断定できない巻については??を書き込んだ。

「目錄葉表記等」欄の記載は、本表の目的に叶う限りで極力簡略化してある。改行の存在を際立たせたい箇所については、斜線を付した。

「件」欄は、当該巻の収録事案数を示す。但し、数年分を一巻に収める諸巻については該当年度毎に事案数を割り振ってある。

「存否」欄の ABC は、東洋文化研究所蔵の 3 本の所収の有無を示す。記号は本文のそれに一致する。

より刊行自体がなされなかったと想像される（巻数はそれから年次をとばして連続する）。しかしそれら以外、特に嘉慶二十五年本以降光緒二年分までについては、概ね通巻数は年次と並行して上がっており、これを一見する限り、基本的には毎年につき一巻ずつが存する（東文研本に欠ける部分は伝欠である）かの外見が呈されている。

しかし通巻数部分を詳細に見て行くとそこに奇妙な乱れを幾つか見出すことができる。表 I 左端に丸数字で示した個所を順番に見て行けば、まず第一に、嘉慶六年巻四十と嘉慶七年巻四十二の間で巻四十一がとばされている。東文研本では翌年分が欠けるが、巻数の振り損ないに無事例の年が続いた（巻四十一は最初から実在しない）と解するのが適当なのか、それとも何らかの伝欠が絡むのか、判断は難しい。第二に、東文研本に欠ける嘉慶二十三年分を挟む直前の嘉慶二十二年本が「巻五十三」であるのに対して、直後の嘉慶二十四年本では巻数が「巻六十五」と記され、この間で突如巻数表記が一巻分とんでいる。そもそも嘉慶二十三年本は実在したのか、もし実在したとしたらそれは巻幾つであったのか、更に不足する一〇巻は実在したのか、

年 分	巻 数	目 録 葉 表 記 等	件	存 否
道光 21 年 (1841)				
道光 22 年 (1842)	89	西江政要卷八十九目錄道光二十二年	1	C
道光 23 年 (1843)				
道光 24 年 (1844)				
道光 25 年 (1845)	92	西江政要目錄道光二十五年 (版心に巻数)	17	C
道光 26 年 (1846)	93	西江政要目錄道光二十六年 (版心に巻数)	2	C
道光 27 年 (1847)	94	西江政要卷九十四目錄道光二十七年	2	C
道光 28 年 (1848)	95	西江政要卷九十五目錄道光二十八年	1	C
道光 29 年 (1849)	96	西江政要卷九十六目錄道光二十九年	2	C
道光 30 年 (1850)	97	西江政要卷九十七目錄道光三十年	4	C
咸豐 1 年 (1851)				
咸豐 2 年 (1852)	99	西江政要卷九十九目錄咸豐二年	2	C
咸豐 3 年 (1853)				
咸豐 4 年 (1854)				
咸豐 5 年 (1855)				
咸豐 6 年 (1856)	103	西江政要卷一百零三目錄咸豐六年	4	C
咸豐 7 年 (1857)				
咸豐 8 年 (1858)				
咸豐 9 年 (1859)				
咸豐 10 年 (1860)	104	西江政要卷一百零四目錄咸豐十年	2	B C
④ 咸豐 11 年 (1861)	108	西江政要卷一百零八目錄咸豐十一年	1	C
同治 1 年 (1862)	109	西江政要卷一百零九目錄同治元年	6	C
同治 2 年 (1863)	110	西江政要卷一百一十目錄同治二年	1	C
同治 3 年 (1864)	111	西江政要卷一百一十一目錄同治三年	4	B C
同治 4 年 (1865)				
同治 5 年 (1866)	113	西江政要卷一百一十三目錄同治五年	1	C
同治 6 年 (1867)				
同治 7 年 (1868)				
同治 8 年 (1869)	116	【目錄欠。版心に巻数】	2	B C
同治 9 年 (1870)				
同治 10 年 (1871)				
同治 11 年 (1872)	119	西江政要卷一百一十九目錄 (版心に年分)	3	C
同治 12 年 (1873)	一	西江政要目錄同治十二年	3	B C
⑤ 同治 13 年 (1874)	120	西江政要卷一百二十目錄同治十三年	1	B C
光緒 1 年 (1875)	121	西江政要卷一百二十一目錄光緒元年	1	B C
光緒 2 年 (1876)	122	西江政要目錄卷一百二十二	3	B
光緒 3 年 (1877)				
光緒 4 年 (1878)				
光緒 5 年 (1879)				
光緒 6 年 (1880)				
光緒 7 年 (1881)	124	西江政要卷一百二十四目錄光緒七年	6	B
光緒 8 年 (1882)				

また実在するとしたらそれらはいかなる年分に対応するのか、何一つ分からない。第三に、前述の通り、嘉慶二十五年本以降の巻数表記消失時期を挟んで道光十一年本に版心に巻数表示が復活した際の巻数「巻七十七」は、確かに巻六十五以降を一年一巻で数え上げた巻数に一致する。しかしその巻数表記が再び消え道光十五年本に再度表示が現われた時の巻数は（その間を一年一巻で数え上げたより更に一つ多い）「巻八十二」と表記されている。一巻分が行方不明である。第四に、咸豐十年本前後の巻数表記も興味深い。まず咸豐十年本は、咸豐六年本「巻一百零三」との間に咸豐七・八・九年の三年間の空白を挟むにもかかわらず、前に引続き「巻一百零四」と表示されている。しかし奇妙なことに、この翌年分・咸豐十一年本になると、十年本に続く巻一〇五ではなく突如「巻一百零八」という巻数が振られている（そして以後巻一一九までこの系統の巻数が振られて行く）。何故巻一〇八なのか、また巻一〇五・六・七に対応する実体は何処に存在するのか疑問を残す。そして最後に上記と反対の形も存在する。即ち第五に、同治十一年本「巻一百十九」の後、巻数表示を欠く続く同治十二年本一巻が存するにもかかわらず、何故か同治十三年本には「巻一百二十」という巻数が振られている。今度は逆に巻数算定にあたり、実在する同治十二年本の存在が無視されている。

この様に（東文研本固有の伝欠の有無以前に、そもそもその判断の基礎となるべき）通巻数表示自体が、必ずしも年次との対応関係、更には連続性それ自体を保っているわけではない。しかも右の第四番目・咸豐年間のケースからは、上記以外の一見平穏な巻数連続部分についての疑問も生み出される。

即ち最小限この個所について言えば、咸豐十年本の巻数表記・巻一〇四がその直接先行する実在巻・咸豐六年本の次の巻数を与えられたと考える他ない以上、間に挟まる咸豐七・八・九年の三年間は（東文研本に固有の伝欠ではなく前述の嘉慶十二年分等と同様に）そもそも最初から刊行がなかったと想定するのが順当であろう。ところが他面づく咸豐十一年の巻一〇八という巻数の由来を求めて行けば、それが前年咸豐十年の実在本の巻数一〇四ではなく、更にその前の咸豐六年本の巻数一〇三より一年一巻で機械的に数え上げた数字と一致することは表中より容易に見て

取れる。そしてなるほど年次毎に一巻ずつ巻数が増えてゆく状態と、先行する実在巻に連続する巻数を新刊分に振る方法とは、毎年分が実際に欠けることなく刊行されている限りは両立する。しかしここでは、明らかに或る年について刊行を欠いた場合にまで、年次の機械的数え上げによる巻数算出法の方が強行されているのである（それが前巻の巻数表記方法を意図的に批判否定した結果としてなされたのか、それとも咸豐十一年本刊行時——それは後述する通り必ずしも咸豐十二年初とは限らない——に刊行者が咸豐十年本の存在を見落とした結果なのかは分からない）。裏から言えば、こうした手法が時に用いられる以上は、東文研本に欠ける（しかも欠ける巻数と年次が相応に辻褄があっている）諸巻についても、今度はその揃い形ゆえに却って即座にそれを伝欠と断定することはできないことになる（逆に巻二二二以降の様に、一年一巻の数え上げ式の巻数決定法からの乖離が明らかな時期の方が、却って各々の間に巻一二三・巻一二五といった諸巻の実在が想定されるという奇妙なことになる）。

勿論、具体的にどれが伝欠でありどれが本来的に不在なのかはなお今後の実証問題でありここで確定すべき事柄でもない（また上記の事情がある以上、不存在の断定をすること自体が論理的に不可能である）。しかし最小限『西江政要』按察司本の巻数表示には疑点が多く、欠本の有無判定の基礎とするに足るほどの信頼性を欠いていることだけは明らかである。一一巻分巻数がとんでいる以上は、その間に一一巻分の刊本がある筈であるという想定はともなし難い。⁽¹⁰⁾

さてそれでは、こうした按察司本は、どの様にして刊行されたのであろうか。その刊行形式について上記『中国法制史書目』は、「西江政要 江西按察司輯【初版】四十冊、一三一巻。無序。清德宗光緒後期江西按察使衙門原刊」と記し、最終巻の収録年次以後に初めてその全体が刊行されたという想定を示している。しかし未見の他本は知らず東文研本に限って言えば、最小限それが光緒年間の何処かの時点で統一的な編集方針の下に一挙に成立した書物である（そしてその目次編成原理が年次分であった）という想定をとることが難しいことは右の説明から理解されと思

う。書物の現状は、むしろ時期を隔てて存在する複数の蕪雜な編纂者、しかも彼等相互の間での連絡の欠如といった方向を指し示している、混乱する現場の中で、歴史的に順次編纂・刊行され、その積み上げられたものが現在我々の目の前に存在する、という想定の方が遙かに実態を巧く説明する。

しかしそれではそれは何次に分けて編纂刊行されたのであろうか。最小限、最初の四卷分が一時に、しかも布政司本と並列する形で作られたことは明らかであらう。即ち江西省では、乾隆二十六年前後に省例編纂の動きが起り、布政司については乾隆十六年以降二十六年までの、按察司については乾隆十六年以降二十五年までの事例の中から先例とすべきものが選ばれ事項の性格に従って分類配列され、それぞれ二卷本・四卷本の『西江政要』が作られた（この動きの背景、またそこでの収録対象事例が何故藩臬揃って乾隆十六年まで遡りまた乾隆十六年までしか遡らないのかの背景は史料中には明らかではない）。そして布政司側については事情は不詳だが、少なくとも按察司については、その後も先例的価値を持つ事例を年次単位で編纂し刊行する体制が作られたという所までは疑点はない。問題はその後にある。

まず数年次分の事例を一巻に収める巻については、まだ事情が推察し易い。例えば一例として巻九をとってみると、その目録葉第一行は「西江政要目録」、第二行に「卷玖乾隆三十一年分」、以下事例標題一条、次に「乾隆三十二年分」として以下七条の標題が示され、また巻末には目録に示されない「営員緝捕事宜」乾隆三十年二月の一件が含まれている。そしてこの巻九から通巻葉数と別に項目毎の葉数も振られるという巻八までに無い版式が現われ、また逆に目録葉第一行目に「西江政要目録」とのみ記す方式はこの巻を以て終わる（巻十以下は「西江政要卷十目録」といった書式になる）。前後巻との形式上の断絶を踏まえれば、乾隆三十三年初にでも過去三年分（といっても前二年分は各一例だが）の事例を輯しこの巻のみが刻されたという想定が自然であらう。

それに対して一年分に一巻を充てる他の諸巻については、上の事態をどう見るかによって二つの可能性が分かれる。

一巻毎に刊刻されたという点に着目すれば、上と同様に翌年年初に前年分の『西江政要』が各々順次に刊刻されたという（素直で単純な）想定が導かれよう。確かに初期の巻についてはこうした想定が相応しい。しかし他面数年分が或る時点ですべて刊刻されることがあるという点に着目すれば、ここでも数年分・数巻分がまとめて刊刻されたという可能性を否定することは難しい。事実、巻十三・乾隆三十九年本以降、なるほど一年一巻の形が定着するが逆に一巻に一項目しか含まれていない（つまり上記巻九「乾隆三十一年分」と大差の無い）ケースというの屢々現われるようになる（とすると変化したのは巻数の記し方・配し方だけに過ぎないのかも知れない）。また版式上の変化も多くの場合（上記巻九の場合とは異なり）数年分数巻分ずつまとまった形で存在する。そして上述した巻数表記不連続の事態も、毎年刊刻がなされる中、刊刻者が前年の巻数を知らなかったと考えるよりは、前回刊刻後、相当年数を経て次のセットの刊刻がなされ、その機会に何らかの不手際が発生したという想定の方が遙かに眼前にある事実に馴染みやすいであらう。後述する通り『江蘇省例』においては、まさにここに想定するがごとく、七・八年という定期的なインターバルをもって、その間の事例を、しかも年次別に編纂刊刻する作業が行われていた。毎年毎巻毎に刊刻されたとのみ断定する必要はない。

そして「治漸成規」をめぐる問題状況を振り返れば、毎年あるいは数年毎に刊刻される『西江政要』とともに、浙江省で見られたと同様に、そこでも重要通飭については事案毎に随時にそれを刊頒する実務が存在していた可能性も高く、そして実際『西江政要』収録条文中にも、例えば嘉慶元年本冒頭事例には「刊入政要備査」という文言が現われ、更には巻一二・光緒二年本の目録第三項には同治十年七月奉批の事例が「光緒二年補刊」として掲げられる等、そうした連想を呼び起こす言及を見ることが出来る。

この様に考えるべきことは多く、しかし手がかりは少ない。詳細な解明はすべて後考に俟つが、しかしここでも最小限、次のことは言えるであらう。即ち、浙江省と同様に江西省においても、乾隆二十年代から今後に向けて先例的

価値を持つべき該省事例をリアルタイムに選び抜いて収める法的形式（省例という形式的範疇）が既に存在していた。そしてその作業は（無難な形では言え）実に光緒末まで続けられ、その結果として我々の手に膨大な『西江政要』が残された。この様に省例を巡る動きは意外に早くから始まり、そして持続的なものであった。そして同じことは、年次編成以外の形の『省例』を持つ次の福建の例についても言えることである。

三 福建省『省例』

東京大学東洋文化研究所蔵本では、大部分の葉の版心上部に「省例」と大書され、また全巻冒頭の一行、巻一総目部分の標題も「省例各款総目」と記されている。正式書名は『省例』であるといひ言いが無い。

日本で目にし得る刊本としては、上記東洋文化研究所蔵の三四卷二冊本の他、台湾銀行經濟研究室編印『福建省例』八冊本（一九六四年刊、台湾文献叢刊第一九九種）がある。後者は、編者「弁言」によれば、戴炎輝氏所蔵にかか「同治十三年間に」福建藩司が刻した「おそらく最後の彙刻本」を、「元來郵政例と刑政例の間に配列されていた雜例を全体の末尾に移し替えた外は手を加えず」原書そのままに標点を付し誤刻を校正し活字化したものであるという。しかし、前者東文研本が光緒八年四月までの事例を含む以上は、最小限、戴炎輝本が最後の刻本でないことだけは明らかである。ただ反面、東文研本は巻一総目に示される諸項目のうち末尾数巻分（恐らく六巻数冊分ほど）を明らかに欠いている。そこで以下では、東文研本をベースとしつつも、必要に応じて後者を参照した両本の差異を示しつつ考察を進めることとする。なお抄本にまで範囲を広げれば、東洋文庫に『省例』四〇卷二六冊が存する。基づく刊本は明示されないが、体裁内容とも以下に特記する諸点を除いて東文研本とほぼ同じく、東文研本の欠を補うに足る。必要に応じて言及する。

序文・扉の類は欠く。全体の編別（及び東文研本の巻数、収録事案数、戴炎輝本との差異、および東洋文庫抄本との異同）は以下の通りである。

総目（巻一）、公式例（巻二、全一六案）、倉庫例（巻三から巻五、全二五案）、錢糧例（巻六、全四案）、奏銷例（巻六、全三案）、交代例（巻七・八、全二四案）、戴炎輝本二三案に加えて末尾二四番目に「續増交代提省督算章程」光緒元年が存す）、税課例（巻九、全六案）、解支例（巻九、全四案）、俸祿例（巻十、全一案）、養廉例（巻十一、全二案）、捐款例（巻十二、全一六案）、戴炎輝本一四案に加えて目録末尾に「會議籌給故員資助銀兩」「續議籌給故員資助銀兩」の二案標題を載せるが、捐款例当該箇所には本文を欠く。なお東洋文庫抄本では、全巻巻末に右の二項本文が収録されている。前者日付は光緒三年八月、また後者末尾には「光緒四年五月奉刊」の文字がある）、平糶例（巻十三、全四案）、社倉例（巻十三、全四案）、戸口例（巻十四、全一四案）、戴炎輝本一三案に加えて末尾に「城外保甲分局章程」を有する。なお総目では同条の前に「續纂」と記す一行が挟まり、また同条標題末尾には細字で「光緒五年刊」と付記される。なお東洋文庫抄本はこの最終項目を欠き、戴本と同じ一三案しか有しない）、田宅例（巻十五、全九案）、勸墾例（巻十五、全三案）、當舖例（巻十六、全五案）、恤賞例（巻十六、全一〇案）、兵餉例（巻十七、全八、全一四案）、科場例（巻十九、全一案）、塩政例（巻十九、全七案。なお総目には「塩政八案」と記されるが、総目自体が既に七案分の標題しか載せずまた本文も七案しか無い）、錢法例（巻二十、全三案）、鉄政例（巻二十、全二案）、船政例（巻二十一から巻二十三、全三六案）、海防例（巻二十四、全九案）、修造例（巻二十四、全二案）、郵政例（巻二十五から巻二十八、全四五案）、雜例（巻二十九、全一六案）、刑政例（巻三十から巻三十四、後欠。東文研本は刑政例冒頭から一〇一案目までしか存しないが、以下総目に従って案数を記すると全一二三案。戴炎輝本は「刑政例上」「刑政例下」の兩編に分ち合計一二一案を有する。東文研本は戴炎輝本の全てに加えて第七十案目「命盜凡報犯病惟准加醫調治不得容部展限」乾隆四十七年、および目録末尾「連江縣稟報船被賊牽受傷後落水身死」を持つ。

このほか両本は「禁服毒草斃命図頼」の配列位置を異にする。東洋文庫抄本はこれらの諸点すべてについて東文研本と同じである。なお右記「連江縣」事案の日付は東洋文庫抄本本文の銜名から光緒三年頃と推定される）、捐輸例（全八案。東洋文庫抄本によれば卷三十六）、差務例（全五案。同卷三十七）、銓政例（全一九案。戴炎輝本は全一八案。東文研本総目は「續増」と記する一行を挟んで、その前に戴炎輝本第十六案まで及び第十八案「捐納捐升……」を並べ、「續増」表記の後に、戴炎輝本にも第十七案目として存する「部覆閩省縣丞補缺查照成案輪次辦理 同治拾叁年六月案」、および新たな「正佐官員告病告養告休改教文到查明有無因事撤任分別辦理 光緒八年四月刊」の二条を記す。なお総目標題部分は右にも拘らず何故か「銓政二十案」と記す。それに対して東洋文庫抄本・卷三十八は、右の東文研本二項に更に「各府州差遣人員未經稟留不准委代委辦釐稅差事 同治十三年案」の一項を加え実際に全体で二十案を有し、また末尾の配列順序も東文研本と少し異なっている）、征收例（全一七案。なお台湾銀行本は「徵收例」と記する。東洋文庫抄本では卷三十九）、緝匪例（全四案。同卷四十）。

全体は上記の通り内容別に三四例に分かれたれ、各例の内部は概ね事案の年次順に並べられ（ただ時に明白に年次が逆転している部分や、また文内から単純には年次を推定し難い項目もある）、事案配列順序は上に注記した部分を除いて戴炎輝本と東文研本（および東洋文庫抄本）とも同一である。収録事案総数は戴炎輝本で四八四案、東文研本は（総目に標題が示されるものを数えた場合）戴炎輝本の全項目に更に七案を足した四九一案、東洋文庫抄本は東文研本に一を加え一を減じ総計は同数である。

含まれる事例の年次分布は、年次不詳の十余例を除けば、乾隆十七年（一七五二）の刑政例冒頭事例から、戴炎輝本では上述の銓政例同治十三年（一八四七）事例まで（なお台湾銀行本「弁言」が最終事例を同治十一年としまたそれに基づき刊刻時期を同治十三年と推定するのは、これを見落とした単純な誤りである）の一三三年間、東文研本（および東洋文庫抄本）では銓政例光緒八年（一八八二）事例までの一三一年間の事例を含む。東文研本に従って数字を

示せば、その内の一〇八年について事例を存し、一般に乾隆年間に事例が多く（乾隆十七年から乾隆末年までの四四年間に二八六件、特に乾隆二十四年には最多の三〇件が集中する）、反対に道光年間には無事例の年が多く（全三〇年間で一二年に事例を欠く）また全体の事例数も少ない（全三四件）。ただ同治年間に入ると再び毎年何らかの事例が収められる（特に同治九年の前後数年は毎年について一〇件弱の事例を収める）状態が現われる。なお上述の通り光緒年間についても東文研本・東洋文庫抄本が事例を付け加えるが、その数は計六件に止まる。

刊刻時期は書中に明記されないが、それぞれの最終事例に僅かに遅れて、即ち戴炎輝本が同治末から光緒初年に、また東文研本は光緒十年前後に刊刻されたと考えるのが常識的であろう。両本の関係は、内容上は確かに後者が前者全体を含み込んであるが、他面、前者に既に含まれる上記同治十三年銓政事例を後者総目が「續増」部分に含めること、また両者の目録標題の付け方が四五十案について時に微妙に時に大きく相違することを考えると、単純に後者が前者それ自体を「續増」したものと想定することは難しい。東文研本が「續増」した元本は、戴炎輝本に更に先行する別の本と考える他なく（またその意味では、戴炎輝本に欠け東文研本にある上述の刑政例・乾隆四十七年事例を東文研本段階での固有の増補と見る根拠も無い）、その限りでは戴炎輝本以前に数次の彙刻を想定する台湾銀行本「弁言」の考え方は、当を得たものと言えよう。

しかしそれでは、福建におけるこうした『省例』の刊刻は一体何時にまで遡ることができるのであろうか。そう考えて本文を検討すると、先に『治浙成規』について述べたと全く同じ種類の問題が、本書『省例』においても存在することがすぐに気付かれる。即ち本書でも収載文件の中に既に「省例に刊入して通頒し遵照せしむ」といった文面がかなり頻々と現われるのである（約一四〇例）。「刊入」という以上は印刷物が存在したのであろうが、しかしまたそこに「刊入」先として示される「省例」は、明らかに我々が今日手にしている同治光緒刊の『省例』そのものではない。ではそれはどのようなものであり、また何時から存在するのだろうか。そこでまずこの「刊入省例」について『省

例』収録文書内から得られる程の情報を整理してみることにしよう。

さて『省例』内で「刊入」「載入」「刊刷」「刊刷」の対象とされる先例集を指す言葉としては「省例」の他に「例冊」「例本」がある。そして書き手の銜名より咸豊初年と想定される銓政例「泉漳七学教職員缺章程」を見ると、そこには標題事案の処理に付帯して「閩省に至りては、隨時新定章程および准到部咨改議例文各案の有るに遇えば、向より『省例』『条例』の二書に刊入し、文武各衙門に通頒して□知遵守せしむるに係れり」と述べ、かつ近時におけるその刊行頒布の怠慢杜絶を叱る総督の批が見える。福建省においても前述の浙江と同様に中央からの通行類を収録する書と省内の先例を収録するための書との二種類が存在した。⁽¹⁾嘉慶元年の事例を先頭として六個所程用例がある「例本」は、専ら部の咨や例を刊刷頒布する際に用いられていることから見れば、上にいう「条例」に対応する語とみることができ（一例として雑例「約束旗兵章程」）。それに対して十幾つの用例がある「例冊」は用法上そうした特定性を見出せず、省例についても条例についても用いられる語と当面は押さえておくのが適当であろう。

そこで「刊入省例」「刊入例冊」の用例を『省例』内に遡ると、まず刑政例「卑幼擅殺期功尊長……」乾隆三十三年に、重大命案の審題期限を巡り福建按察使が具題しその結果が「已に部の議准を蒙り例冊に載入された」という用例が出る。しかしこの「例冊」は上にいう「条例」あるいは刑部自体の例冊である可能性が強く、省内のものと断定するのは難しい。明確に省例を指し示す用例としては、乾隆四十年十月船政例「漁船飭令照式書写分別刊刻船戸姓名字號」の巡撫批に（特段の断わりも無く）出る「刊入省例通頒遵守」が初出と見られ、また督撫の批の中においてそうした明示的指示が多く見られるようになるのは、むしろ乾隆五十年代に入ってからのものである（そして更に進んで嘉慶道光咸豊年間になると収録事例の六七割にその種の文面が現われるようになる。そして不思議に同治年間以後に入ると今度は逆に三割以下となる）。『治浙成規』のケースとは異なり、刊入用語の登場は『省例』所載事例の開始（乾隆十七年）にかなり遅れ、しかもその出現前後について特段の制度的変更があったという情報を『省例』自身は

含んでいない。「刊入省例」文言は『省例』収録事例の中に言わば何時の間にか現われ出すのである。

ただ省例・例冊の語彙にこだわらず、省内の通飭類が印刷物として刊行配布されたという事実に着目するならば、その時期は更に遡り、また浙江のケースと同様にその始点を特定することすら可能である。即ち刑政例「因貧賣妻分別治罪別有他故依律問擬」乾隆二十六年六月には、歸化県知県趙垣の具稟を受けて按察使が布政使と会同して為した次のような提案が載せられている。「立法は久遠を期す、遵循は要に共知に在り。該縣は稟請す。嗣後、閩省の一切の議詳議稟並びに憲行通飭事件で地方吏治民生に関し永遠章程と為す可き有れば、藩司衙門に交わし現刻定例に照らし一体に刊刻し各属に頒發し、另に一冊を彙し新旧で流交し、以て日久く官遷り吏易りて未だ原委を悉くせず辦理に参差あるを免れしめん。亦た政務を慎重にするの道ならん、と。亦應に擬する所の如く辦理すべし。其れ或は因時制宜・就事論事にして経久に関する無きの件は、案に照らして通飭し、刊發を庸いる母く、以て繁冗を省く」。「現刻定例」とは上の「条例」のことであろうか。督撫は特段の意見もなくこの提案を裁可し、福建においてもこの段階で浙江と同様に先例的価値を持つ通飭を別途印刷頒布しそれを各衙門で順次ファイルし交代に際して引き継ぐ方式が始まった。そして「刊入省例」と言うときの実際の方式も、「通飭各属一体遵照、仍移藩司刊入省例通頒呈送備査」（刑政例「飭禁濫差滋擾……」乾隆五十一年）「除通飭遵照外、合行列入省例頒行」（これは用例多数）という表現から窺われる通り、その一件ごとに、しかも通行通飭を行う本身体為・本文文書とは別に、布政使衙門に命じて刷物を作らせ別途配布する仕方が取られており、個別機会毎に行われる「ことの実質」について言えば、（浙江の場合と同様に）ここでも乾隆二十六年に裁可された通飭の刊頒方式と違ったことがなされている訳ではない。

その意味では、乾隆後期以後に「省例」の語が現われるという変化は、制度的手続的な変化としてよりは、むしろ従来からそうして刊頒され各衙門にファイリングされてきた冊子がその頃になって相当量溜り、その結果としてそれらが新例を「刊入」すべき母体、「省例」という一つのまとまりとして物理的にも意識される様になったという意識

の上における事実的な変化である、とまずは理解する方が適當なのであろう。そして実際、同時代的に見てもその文言の有無は必ずしも拘泥されていない。例えば原件に「省例」の語が全く見えない乾隆四十一年以前の事例も、省例用語が一般化した後の時点で援用されるに際しては時に「省例」の一部として扱われている（乾隆四十八年時点で乾隆三十年事例を「刊入省例在案」と述べ、嘉慶二十四年時点で乾隆二十九年事例を「原定省例内載……」と引くようになる）。その意味では、省中央から省内各衙門に遵照辦理すべしと言って刊頒された印刷物、それが終始「省例」の実体であり、それが改めてまとめて「省例」と呼ばれるか否かは言わば便宜に属する問題である。

しかし他面、「ことの実質」ではなく「ものの形式」に着目するならば、現在我々が手にする『省例』をそのまま上記の省例ファイルと単純に同一視することができないことも明らかである。即ち現行の刊本『省例』は、成程序文等を欠くと雖も、その内容別の編成及び通巻葉数・総目の存在から考えて、それが誰かの手で編纂され一時に刊刻された一つの書物であることは明らかである。また何よりも、そこに収録される一案一案は、概ね標題を付され「一件某々之事」という形で始まる編集節略を経た文章である。とても配布された例冊そのものではない。しかも現行『省例』は乾隆十七年以來の、即ち別言すれば右述提案に基づき重要通飭の刊刻が始まった上記乾隆二十六年以前の諸事例を相当数含んでいる（約七〇例）。それらは刊頒された省例冊の事実的集積から説明し難く、かくしてここから何処かの時点における（浙江での用語を用いれば）補刊ないしは拾遺の存在をそこに想定せざるを得ない（そして補刊を想定すれば、その対象は必ずしも乾隆二十六年以前の事例のみには限られないことになる）。「省例」と『省例』の間には明らかな（そして恐らく「治浙成規」と『治浙成規』の間にあるよりも大きな）差異が存在し、その二つの間を、より明確な編集作業が繋いでいる。

しかも『省例』収録項目を個別に見て行くと、その文書書式の多様さから、そうした編集作業が決して一次一回に限られたものではないことが見て取れる。顯著で紛れの無い例を幾つか挙げてみよう。

第一に、収録項目全体を年次順に再編し通観してみると、まず初期の部分について他と記載様式を異にする一群の文書があることは容易に気付かれる。即ち、例えば倉庫例「稽查倉穀實貯」は「一件敕立補倉之期限稽實貯以杜侵虧事。乾隆十九年十一月奉巡撫部院鍾憲牌、照得……」に始まる本文がすべて終わった最後に、改行して再び「乾隆十九年十一月十九日福建巡撫部院鍾行」という一行を載せる。また刑政例「防範徒犯章程」（これが年代的には冒頭の事例になる）も同様に本文末尾に改行して「乾隆十七年十一月初七日、布政司使德・按察司使來・分巡糧驛道楊會詳」といった按語が付されている。こうした記載様式を持つ項目は全体で三九項あり、そのすべてが乾隆十七年から乾隆三十七年の間に集中する。しかもその中の一つ、倉庫例「臺属内地採買穀石均毋許指派勸領」は、項目末尾に上記の書式で「乾隆二十四年十二月二十日、署布政使司事按察使吏詳」とありながら、その一行と詳文テキストとの間に乾隆三十六年の京抄を「附刊京抄一紙」という形で付載している。乾隆三十年代末の何処かの時点で、乾隆二十六年以前にも遡る形で先例の集成と整理がなされ、必要な参考情報を付して統一的な形式で提示されたという可能性をここから考えることができよう（「刊入省例」用語の登場時期がこれに続く乾隆四十年であることも、何かこれと関係があるかも知れない）。

第二に、時代を下って比較的最後に位置する部分についても別種の形態上の差異を見せる一群がある。即ち東文研本は基本的に、九行二六字、版心の上に「省例」字、中央に簡略化された標題及び当該件毎の通し葉数、下部に巻数と通巻葉数といった版式で刷られているが、次の一三件は揃って八行二〇字、版心上部に「省例」字に代えて当該文書の標題（それは目録標題と一致することもあるが別の名を持つこともある）を大書する版式を持つ（ただ版心下部は他と同じであり、かつ通巻葉数もそれに前後する文件と連続する）。即ち版心標題を示せば、倉庫例「閩省精查案内限追章程」道光二十九年、同「採買倉穀章程」咸豐二年、同「續広並原設各倉穀石議定章程」同治五年（以上倉庫例末尾三項）、錢糧例「閩省各屬應完錢糧議立定章例冊」同治七年（これも錢糧例末尾）、交代例「閩省各屬未結新

舊交代新定章程」同治四年、同「續議交代提省督算章程」同治九年、同「續增交代提省督算章程」光緒元年（後述一項と併せて交代例末尾四項）、税課例「閩省產茶各縣給照征稅例冊」咸豐二年（これは末尾ではない。末尾は同治五年省例）、俸祿例「武職食俸簡明例冊」年次不詳（これも俸祿例末尾）、戸口例「城外保甲分局章程」光緒五年（戸口例末尾）、兵餉例「閩省各營裁兵加餉例冊」同治八年（これは全六二葉もある。位置は同例末尾の一つ前である。末尾は同年省例）、錢法例「捐輸銅餉條款章程」咸豐七年（同例末尾）。また交代例「閩省内地各屬未結交代復設督算交代総局提省督算造冊結報詳定章程」年次不詳は、同じ版式ながら版心上部を空白のままにする。

年次の明らかなものをみれば、それらは道光末年より光緒にかけての、また標題・内容から見て、各々がそれ自体で完結した冊をなす文件に限られる。それら版式を持つ文件が概ね各例の末尾に位置することに着目するならば、こうした版式の登場する以前（即ち道光後期）に既に東文研本『省例』の原型が存在し、そしてその増補に際し大部なものについては（版心下部に該次『省例』の巻数葉数部分を付け加えて）かつて随時刊頒された省例冊の版木がそのまま流用されたと考える（逆に言えばそれらが随時刊頒された省例冊の形を示していると考える）ことは決して無理な想像ではない。

第三に、右の例冊流用のケースを除けば『省例』収録文書は概ね本文文書冒頭部分に標題を掲げる。その記載様式は多くの場合一・二行の簡潔なものだが、時にそれらに混ざり五行にも及ぶ詳細長大な、それ自体が本文の内容提要をなす標題部分を持つものが現われる（なお台湾銀行本はこの部分を殆ど欠く）。全体で五〇例程、時期的には乾隆二十年代から道光十六年まで、内容も各例に広く分散し有意の集中を見せない。しかしその下限が道光十六年である、逆に言えば道光後期以降の事例についてこうした形式を持つ項目が現われないことは、十分注目し値する。第二の現象と同様に、これも道光後期の時点での編纂（特に補刊）作業の存在を窺わせる材料となろう。

この様に編纂作業の痕跡は、顕著なものに限っても幾段階かに互り、またそれは意外に早い時期から見られる。し

かもそうした編纂作業は、明らかに右のものにはとどまらない（例えば上記した乾隆二十六年以前の約七〇例に限っても、そのすべての説明が右で示された訳ではない。また反対に現行『省例』に見られる三四例の内容別編成についても、初発事例が道光二十四年にしか遡らない「捐輸例」のごときがそれ以前から立項されていたわけも無い）。むしろ編纂作業は意想外の回数繰り返されたと思定してかかる方が相応しく、またそれが繰り返されたこと自体は、所詮『省例』が省例冊の集積の延長線上に成立したものである以上、そう不思議なことではない。衙門に集積された膨大な例冊ファイルが未整理のままに放置された訳もなく、その日々の分類整理の延長線上にそれらの編集刊刻が発案され、そして新例が一定程度集積する度毎にそれが繰り返されるのは、むしろ自然な事態に属する。我々が現在手にする『省例』はその作業の末尾に位置する数本の一つなのである。

さて以上に『治浙成規』『西江政要』福建省『省例』三書の成立を考察した。それらは、或は藩臬年次を編別原理として作成された一つの書物であり、或は毎年乃至は数年毎に刊刻された書冊の集積であり、そして或は内容的な編別構成を持つ一つの大きな書物であり、それぞれの体裁は相互に大きく異なるが、それを構成する個々の項目の出現の由来に遡って見れば、それらどれも、今後とも永く章程とすべき決定については間をおかず印刷し省内各属衙門に頒布し先例一般とは区別してゆこうという動き（省例という形式的枠組みの成立）に起因し、その集成を中核として成立した書物という点でその性格を共通にする。

そしてこうした動きは三省ともに乾隆二十年代に始まった。通飭の刊頒実務については浙江省が乾隆二十一年に先頭を切る。しかしその機会に更に進んで、過去十年の事例を内容的構成を持つ書籍の形でまとめて再提示した点では乾隆二十六年前後の『西江政要』当初分六卷（布政司本二卷・按察司本四卷）も一つの画期を成そう。そしてその乾隆二十六年はまた福建で重要通飭の刊頒が始められた年でもある。そしてその動きは乾隆三十年代後半にまた新たな

展開を見せる。その頃、浙江では「治浙成規」藩政部分の刊頒が開始され、また『成規拾遺』が刊行される。福建では「刊入省例」の用例が始まり、また前後して第一回目の『省例』の整理作業が行われたと推定される。そして湖南省で大規模な『省例』の編纂作業がなされたのも、内容から見てまさにこの時期と想定される。

四 『湖南省例成案』

八二巻および目録二巻。伝存するものとしては東京大学東洋文化研究所蔵本のみが知られているが、同本は戸律巻一を欠いている（目録巻によれば、欠けた「戸律巻一」には、戸律戸役「脱漏戸口」一案、「人戸以籍為定」四案、「賦役不均」一案、「丁夫差遣不平」一案、計七案が含まれるという。以下の総計案数はこれらを含む）。

目録巻巻頭には三欄に区切った扉があり、中央に「湖南省例成案」と大書し、右欄に「續增至嘉慶二十五年」、左欄に「本衙蔵板」と記されているが、序文等は一切無い。

全八〇四案。文書の節略の度合は一般に低く原件の体裁を良く残し、またそれ故ときに非常に長大な文件を含む（例えば戸律倉庫「那移出納」の「秋成買補禁止勸派」乾隆三十六年是一件で八八葉に及ぶ）。事例は『大清律例』の編別に倣い、「名例」（全三巻二二案）、「吏律」（全五巻六〇案）、「戸律」（全三四巻一九〇案）、「礼律」（全二巻二八案）、「兵律」（全一七巻二二七案）、「刑律」（全二〇巻二三四案）、「工律」（全二巻一六案）に分けられ、巻数は各律毎に一から振り直されている。巻首の総目録二巻の他に、各巻毎にも目録がある¹³。

各律内部の分類もまた清律の律条名の下に行われ、それ以下の配列は（基本的には）年次順によっている。その意味で全体の構成は、清律律条名を標題としてその下に関連事例を付した形をとり、律に対する関係で言えばあたかも『大清律例』の条例部分に対応するかの位置を占める。『湖南省例成案』において事例が付されそれゆえ標目として掲

げられる律条数は『大清律例』四三六条の中の二三九条に止まるが、他面『大清律例』においても条例が付されている条文は最終的に二八五条に止まることを考えれば¹⁴、それは決して少ない数ではない。

事例が付される条名の大半は、清律の条例付載二八五条のそれに重なるが、次の一八条については『湖南省例成案』側にのみ例が載る。吏律公式「封掌印信」「講読律令」「制書有違」、戸律戸役「丁夫差遣不平」「點差獄卒」「私役部民夫匠」、戸律市廛「私造斛斗秤尺」、戸律倉庫「起解金銀足色」、戸律田宅「功臣田土」、礼律儀制「朝見留難」「見任官輒自立碑」「御賜衣物」、礼律祭祀「致祭祀典神祇」、兵律閩津「詐冒給路引」「閩津留難」、兵律宮衛「門禁鎖鑰」、兵律郵驛「私役鋪兵」、刑律訴訟「官吏詞訟家人訴」。そして重出律条においても「戸律倉庫」（一七五案）、「兵律閩津」（七九案）、「兵律郵驛」（四三案）の各項目については、有意に『湖南省例成案』に事例が多い。

但し『湖南省例成案』においては、数種の制度改革提案を含む文書についても、一回の文書行き来でそれが処理された場合については、原件を分断せず適宜の律目下に一括して配する仕方が取られている。それゆえ「男女婚姻」条下に収録された文書内に「典買田宅」を巡る議論がその一項として現われ、訟師を巡る規定類は「誣告」条以外にも頻出する。当然、目録の分類を全面的に頼りとして事例の検索を行うことはできない。

収録事例の年次は、雍正二年（一七二四）五月の「建設育嬰堂僱覓乳婦收養嬰孩」（戸律戸役「收養孤老」第一案）を先頭とし（他の『省例』収録事例がどれも乾隆十年代より前に遡らないことを考えればこれは飛び抜けて古い）、また前記した扉に見える「續增至嘉慶二十五年」の表現にもかかわらず、乾隆三十八年（一七七三）十一月の「詳派南省各府廳州縣按季捐解條例工本銀兩」（戸律倉庫「出納官物有違」第三三案）を以て最後とする。そしてこの期間については、雍正三年の一年を除く全年次について何らかの事例が含まれており、年次分布の全体は（最終年次に近くほど収録事例数が多かろうという予想を裏切り）冒頭の雍正二年の一件、末端の乾隆三十八年の八件を両裾野とし、乾隆十八年の四二件及び乾隆二十一年の四一件をピークとしたゆつたりとした山型を成している。

一件文書の書き手から見ると、第一に、それが巡撫自身である例が、他の『省例』に比して有意に多い（全八〇五件中二〇四件。特に雍正年間についていえば、五八件中五二件が巡撫の諭である）。第二に、上行してきた文書の書き起こし手は、按察使・布政使・兩司使連名といった形態を主とするが（四六〇件程）、それ以外にも道と兩司の連名、あるいは道・府・県単独の稟や詳、更には少数であるが県民の呈といった形も含まれる。しかし書き起こしの主体は様々でも、それらどれもが巡撫の批で終わるという点は共通する。書き手の如何にかかわらず、巡撫がその事案を最終させる最終的な批を下した文書本体が、編纂時に採録対象として選ばれたと考えれば良いのであろう。第三に、一〇件程ではあるが吏部戸部が出した文書がそのまま収録されており、また兩司の上行文書の中でも二〇件程に「戸部咨」「接抄部覆」といった形で部の見解が引かれるものがある。

文案内容は（巡撫自らがそれを發議あるいは諮問する、あるいは下級各レベルから提案がなされ巡撫がそれを裁可する、といったことの手順において様々な差異はあるものの）地方統治上存在する諸問題について然るべき制度を作り罰則を定め、その勵行を命ずるというものが当然ながら大半を占める。ただこうした行政的指示の文書の他にも、まず個々の案件について刑罰を伴う処分を行うことを主目的とする文書、即ち狹義の刑事裁判文書（どれも相当に詳細かつ長文である）が一〇点程収録されている。不正を為した書役の告発とその処分革職といったケースが半ばを占めるが、民間人のみの事案も含まれる。本書書名が特に「成案」という語を含む由来は不明だが、その理由の一つをここに求めることはできよう。ただ裁判文書と言っても、末尾の巡撫批内にその個別処置の裁可と共に、関連する問題に関して省内各属に通行をなすべしとの指示が含まれる（それが巡撫の發意であるとは限らない。県の段階から既に通行を求める上申が付帯することもある）のを常とし、その点への着目により省例内に収録されたことも明らかである。しかし全体を通観するとこれら以外にも更に、例えば戸律戸役「収養孤老」に載る育嬰堂建設の爲の寄付者寄付額リストの如き凡そ規範提示の意味を持たない文件も時に収録されており、採録基準の周縁部分を明らかにする

ことは難しい。

さてそれでは、前三省における『省例』の成立経緯と対比して見た場合、湖南省における省内通行事例の配布伝達方式の歴史の中で、本書『湖南省例成案』はいかなる位置を占める書物なのであろうか。

まず本書に先行する側面について言えば、本書においては収録事例中に、『治浙成規』や福建省『省例』に見られるが如き、省内先例の日常的な刊頒制度への言及、予め他と区別された省例範疇存在の痕跡を見出すことはできなかった。その限りで言えば、本書は右の兩書よりはむしろ、或る特定時点で督撫兩司の衙門内にある過去の檔案類を一挙に精査選択し分類編集を加えた結果として出来上がった書物、即ち『西江政要』当初六卷分の形式を継ぐ書物として理解するのが相応しい。その告成時期は、収録事例の年次分布から見ても当然最終事例（乾隆三十八年十一月）の後、逆に書物の目的からすれば編纂時の最近事例を敢えて排除する理由も無い以上は、その直後、乾隆三十八年末から三十九年と推定されることになろう。こうした大規模な事業のリーダーシップをとった主体が誰なのかは興味を引かれるが、前述の通り本書中には序文等の編纂経緯に関する情報が全く欠けている。ただ告成に先立つ乾隆三十六年五月から三十七年五月まで湖広総督の任にあった富明安が、『西江政要』の形成時期である乾隆三十六年八月から乾隆二十八年十二月までの間、江西布政使を務めていた当の人物であるという事実は、何かこれと関係を持つかも知れない。

では反対に、本書成立後の展開についてはどうであらうか。『西江政要』においては乾隆二十六年前後に当初六卷分が刊行されたのに引続き、それに付け加えるがごとく（確認されるのは按察司本だけではあるが）同名の書物が巻を重ねている。即ちそこでは当初『西江政要』は、今後とも先例とすべき行政命令を予め取り分けて明示・頒布する形式的枠組み（省例という形式的範疇）確立の端緒としてあり、また逆に言えば、そうした試みの初発としてまず過去の省事例の集成整理がなされた。それに対して湖南省においては、まず少なくとも東文研本の扉に「續增至嘉慶二

十五年」と掲げられている以上は、同年（一八二〇年）以後に再びそれが刷られたこと（そして東文研蔵本がまさにその本であること）は確かであるが、しかし他面、該本が乾隆三十八年以後の事例を全く含まないこともまた事実である。そして何等の事例の追加のないままに「續増」を称する本が刷られたことは、却ってこの間における省例整備作業の不活発さ、より正確に言うなら『湖南省例成案』と関係付けた形で行われる省例の維持管理活動の不存在を想定させよう。乾隆三十八九年に成立した『湖南省例成案』は、江西等とは異なり湖南省政に省例という閉じた規範の存在形式をもたらさなかった、それは単発的な先例集成にとどまったと当面は想定するのが適当なのであろう。

五 『晋政輯要』

乾隆五十四年（一七八九）と、光緒十五年（一八八九、間に一〇〇年間において二種の刊本がある。

① 『晋政輯要』八卷

巻頭に「統輯」たる巡撫海寧、「纂輯」たる布政使鄭源璫の両「晋政輯要序」（ともに乾隆五十四年）および「凡例」を有し、また編纂に携わった人名を列記する「銜名」の葉を持つ。扉は無い。巻毎の標題は無く、代りに「額設官吏」「官缺繁簡」「陞調事宜」といった名の項目が全体で一〇五項、全巻に直接並列されている。ただ項目内容に着目すれば、巻一・二に吏制関係、巻三から巻五に戸制関係、巻六に礼制関係、巻七に兵制・刑制関係、そして巻八に工制関係が配されていることは明らかであり、つまり全体は六部編成になっている。

ただ本書の形態・各項目に記される内容およびその文体は、ここまで見てきた『省例』四書には無い特有の性格を持っている。というのもここまでの『省例』は体裁こそ様々であるが、書き手と日付を持った文書を素材とし専らその節略・編纂のみから全体が成る点では共通する。それ故、各標題の下に示されるのはどれも或る時点で当路の者に

よりなされた一つ一つの個別具体的な決定であり、また逆にそうした原件・実際に行われた行政的な処断が無いものについて項目が立てられることはない。そしてこの事情は、『湖南省例成案』の如く、個別通飭の随時刊頒の積み重ねといった素性を持たない『省例』においてすら変りはなく、そこにおいても行われることは終始現にある衙門檔案を整理編纂することに止まっている。ところが本書の各項目下に記される内容は、これと大きく異なる。

例えば冒頭の巻一「額設官吏」「官缺繁簡」「各官俸銀」といった項目の下に記されているのは、或は省内全文職武職の定員であり、省内各缺の繁簡に関する四十五葉にも及ぶ記述であり、また巡撫以下駅丞までの俸給額のリストである。それらは成程省政の基本枠組みに関わること（即ち「典制」ではあるが、（他省省例に見られるが如き）個別具体的な行政実務の処理に関わる規範とは言い難い。

そして更に巻三「晋省物産」や巻八「黄河源流」の下には、「西瓜 産榆次縣」といった地域別特産物リストや、「黄河源流、其説不一」に始まり「黄河之在晋境者、大畧如此」に終わる地方志のごとき文章が記されている。また巻三「地丁銀兩」のごとく数額が示される項目についても、内容に就いて見れば「晋省額徴地丁銀兩、隨時陞輟無定、今照乾隆五十一年地丁奏銷冊報之數、開列於後」と述べられるのごとくそれは必ずしも規範的な意味を持つ額数とは限らない。これらは典制とすら言い難く、むしろそこにあるのは現状の要覧というのに近い。

ただもちろん巻一「大計事宜」以下、省内行政の制度規範を述べる項目は本書にも存在し、それらが本書の主要部分をなす（そしてその限りで本書も『省例』の一つとして数え上げることができ、また数え上げないわけには行かない）。しかしその記載様式を見れば、それらは或は某年にどうなったという歴史叙述の形で、或は「一、……」といった法律条文の形で示され、省内先例はその中で「乾隆二年定例」といった形で簡潔に摘要が示されるに止まる。その記述に当り原件が「附案」として示されることも時にあるが、その殆どは巡撫の上奏類であり、逆に言えば他省『省例』において主要部分を成す督撫両司から省内各属に示された通飭類の原件がそのまま示される例は殆ど無い。

この様に本書は、従来の『省例』とは全く異なるスタイルを持つ新しい形の書物であり、その大部分はこの編集時点で新たに書き起こされた文章から成る。『省例』として初めて「序」を有するのも故なきことではない。そしてその両序および凡例は、こうした書物を改めてこの時点で編集する意図を次のごとく言う。即ち、本書は専ら布政使鄭源璠（乾隆四十八年十二月広東布政使より転じ、また乾隆五十六年四月河南布政使に転ずる）が、「前規後随として以て考鏡に資する無きを慮ばかつて」発意編集したものである。編集において念頭に置かれたのは「周礼」であり、漏らさず支せず繁簡宜しく事態を記する「紀政之書」である。そこにおいて重要なことは、文章ではなく事実を実録することであり、そこで「全省の案牘は繁多なり。凡そ旨の允行を奉じ部の議准を奉ずる者は訂して成例と為し、玆には歴任撫臣条奏事件をば皆原奏を抄録し以て査核に憑たらしむ」に止める。その他、周礼にならい「政治之設施」を明らかにするべく職官・民数穀数を載する他、この地に官たる者の辨えざるべからざることについては、詳細は他書に譲るにせよ大略をここに示すことにする、と。

なお鄭序および凡例には、成立経緯として「是書は向きより藩署に置き中丞の莅任する毎に輒ち一通を録して送る外は、此の流伝する者は蓋し少なし。今これを剗削に付し大小臣工各おの一編を貯え、皆朝夕循覽するを得さしむ」「是編は乾隆四十九年に獲底し五十四年に成る。嗣ぎて損益之宜有れば来者の再び補輯するを俟つ」といった文章が記されている。鄭着任後の山西巡撫の交代を見れば、乾隆五十年に伊桑阿が前任の農起を継いで以来、乾隆五十一年に福崧・勒保と二度の引き継ぎが行われ、乾隆五十三年七月に本書序文を書く海寧が更にその任を襲うまで合計四度の交代がなされている。「獲底」の意味に迷うが、おそらく鄭が布政使に着任した翌年、乾隆四十九年に藩司衙門内で本書の編集作業が開始され、稿本のままに改訂整理の作業が続けられ、衙門内での実務に役立てられる傍ら巡撫交代があればその度毎にその閲覽に供せられ、それが五十四年時点で印刷され、省中央のみならず更に「外郡州縣」「小臣工」の閲覽利用にも供せられたというのが成立の顚末と考えられる。

こうした経緯からも分る通り、本書の第一の想定読者は巡撫であり、末端の地方官ではない。記される内容とその規定の具体性のレベルがここまで見た『省例』と全く異なるのも、結局はそうした本来的な対象読者の差異に求められるのであろう。「治浙成規」以下の『省例』が、末端地方官が個別的具体的な業務において「遵循」すべき規則章程を示すべくなされた実務の中から生まれ、またそれゆえ通飭類をその本体とせざるを得ないのに対して、本書が目指していたのは何よりも「省政要覧」であり、大局を示すことに主眼は置かれ、また大局を示せばそれで足りたのであろう。

②『晋政輯要』四十卷

東洋文化研究所蔵本で六帙三冊に及ぶ大冊である。巻首には、「督辦」たる山西巡撫剛毅の「重輯晋政輯要序」（光緒十三年）、「総理」たる布政使張煦・按察使嵩崑の各「重輯晋政輯要序」（光緒十四年）、および同じく「総理」たる前冀寧道（光緒十三年より広西布政使、光緒十五年より広西巡撫）馬丕瑤の「叙」（光緒十五年）を掲げ（なお「銜名」葉には「総理」筆頭としてこの他に前任布政使高崑基の名を載せる）、続いて上記乾隆本の二つの序文を「原序」として再録する。序に続いて「重輯晋政輯要凡例」および全巻の総目である「晋政輯要目録」を有する。扉は無くまた各巻毎の目録も無い。なお全巻巻末には「銜名」葉に「総纂」として名を載せる塩運使街道員候補知府・安頤の「跋」（光緒十四年）を掲げる。版心等には終始「晋政輯要」とあり「重輯」の字は上記序文類の標題としてのみ現われる。

各巻は「巻一吏制官制」「巻二吏制考察」のごとき形で呼ばれ、各巻内は必要に応じて更に「考察一大計」「考察二俸給」のごとく数字に小項目名を細字で付した形で分たれる。巻名レベルを示せば以下のごとし。吏制：巻一「官制」、巻二「考察」、巻三「委署」、巻四「稟祿」、巻五「公費」、巻六「交代」、巻七「書吏」。戸制：巻八「戸口」、巻九「田賦」、巻十「雜賦」、巻十一「雜稅」、巻十二「関稅」、巻十三「錢法」、巻十四「塩法」、巻十五「庫藏」、巻十六

「倉庾」、卷十七「鑲需」、卷十八「恤政」。礼制：卷十九「典礼」、卷二十「風教」、卷二十一「祀典」、卷二十二「貢奉」、卷二十三「學校」。兵制：卷二十四「官制」、卷二十五「營制」、卷二十六「戎政」、卷二十七「疆理」、卷二十八「緝捕」、卷二十九「俸餉」、卷三十「公費」、卷三十一「郵政」、卷三十二「駅費」、卷三十三「武科」。刑制：卷三十四「審断」、卷三十五「禁獄」、卷三十六「発配」。工制：卷三十七「修繕」、卷三十八「軍需」、卷三十九「水利」、卷四十「採辦」。

五つの序跋を併せ考えれば、編纂は専ら光緒十一年に着任した巡撫剛毅が、乾隆『晋政輯要』の増修が百年来行われていないことを憂えて就任直後に編纂局を設け重輯を命じたことに始まる。実質的な編纂は冀寧道の馬丕瑤が候補知府の安頤（安則久）を相談相手とし他の候補人員を動員して行い、そうして作った原稿に布政使按察使が適宜手を入れた。光緒十三年八月に馬が広西に転出して後は専ら安頤が編纂事務の中心を担った。

凡例から編纂方針に関する部分のみを摘録すれば、「是の書は、吏戸禮兵刑工の六門に分別し、凡そ晋政の要は各々その類を以て之に隸す」。「是の書は、現行事宜を以て綱と為し、歷年例案を以て目と為す。綱は則ち要領を酌提し大字にて正書し、以て政治の設施を示す。目は則ち原文を直録し雙行にて夾註し、以て事實の従りて出ずる所を明らかにす」。「是の書に載する所の例案は、凡そ卷の査す可き有る者は則ち卷を書し、査して原卷の存する無く會典則例通志諸書に載する若き者は則ち某書内載と書す。其れ原卷の存する無く諸書も亦載せざる者は則ち向例と書す」。「是の書は専ら晋政に属す。其れ通行の制の……各省同じくする所と為すは、各例各卷に詳載す。茲に輯せず」。「是の書に載する所は皆常行の制なり。其れ事の権宜に属するは……均しく輯せず」。「是の書は光緒十三年に告成す。凡そ成書以後に續定せる例章は、後の續輯を俟つ」と言う。

記載内容は實際概ね右のごとく制度記述を本旨とし、またそれゆえ乾隆本と同じく額数・経費を記載する部分が多いが、しかし他面、全卷の規模が全く違ふこととも関係するのであろうが、凡例の言う通り事例原文を「直録」する

部分も多く、例えば卷十八「恤政」末尾「附 光緒三四等年災賑案」のごときは、それ自体で一冊一八三葉を成す。但し大部に過ぎて未だ全体をよく検し得ていない。性格付けについては後考に俟つ。

六 『粵東省例新纂』

八卷。三欄に分けられた扉には、右に「道光丙午終鐫」中央に「粵東省例新纂」左に「藩署藏板」とある¹⁶。即ち道光二十六年（一八四六）刊。成文出版社より「據清・寧立梯等輯 清道光二十六年刊本影印」なる影印本が刊行されている（一九六八年）。

全一九七項。編別は次の通り。卷一「吏例」（赴任二項・委署一〇項・調補五項・功過五項・考吏一項）、卷二「戸例上」（蠲恤九項・錢糧三項・田賦四項・倉穀七項・交代二項・役食一項・稅羨一項）、卷三「戸例下」（解餉四項・銅鉛四項・廉俸一項・私塩一項・籌補二項・稅餉七項）、卷四「礼例」（典礼三項・書院一項・憲書一項・例貢六項・文闈一〇項・武場六項）、卷五「兵例上」（緝捕一九項・黎徭四項・承襲一項・駅伝二項）、卷六「兵例下」（船政二項・操防六項）、卷六「刑例」（承緝三項・盜賊九項・到配二項・監獄七項・檢驗三項・秋審四項・審断七項・贓罰一項・赦免一項）、卷八「工例」（祠宇一項・貢院一項・營房一項・水利四項・救火一項・硝磺三項）。

各卷に目録を付する他、第一卷に総目を有す。本文の体裁は、各項毎に簡明な標題を冒頭に掲げた後、以下「一」何々と条文文体にまで約められた文章が並べられ、必要に応じて文章末尾に細字双行で、「道光十一年由司詳定」「以上五条均乾隆五年題准並未纂入則例」「乾隆二十四年澄海饒平等縣商民辦有成案」といった該条先例の成立由来、あるいは「以上原係十四条現刪併七条」「一切……刊有成本以資查考、茲不冗載」といった該条の編集経緯を示す短い按語が付けられている（按語を全く欠くものも少なくない）。

巻頭には、道光二十六年の日付を持つ広東巡撫黃恩彤・兩広総督耆英の各「粵東省例新纂序」および「凡例」があり、編纂の経緯、編集の方針はそれらに明らかである。

即ち広東省は「幅員遼潤にして政務煩鉅なること他省に甲たるも」(黃序) 清初以来二百年間『省例』が欠けていた。道光二十三年赴任した巡撫黃恩彤は、そこで一念発起し即補同知寧立梯らを率いて編纂事務局を作り、その後三年間に互る『省例』編纂作業を開始した(即ち書名には「新纂」とあるが別に先行する『粵東省例』という書物がある訳ではない)。

その際に具体的に行われたことは、基本的には散逸しつつある従前の省内通飭文書をここで収集し、分類編集する作業であった(著序「属僚を率いて旧牘新章を詳悉参定す」。凡例「一、粵東は向より省例無し。一切の外辦事宜、屢しば更改あるも、年を歴すこと既に久しければ、巻帙繁多にして、未だよく原案を悉照して録叙すること能わず。茲に現辦章程に就いて吏戸礼兵刑工の六科に按じて門を分かち類を別にし纂輯して例を成す。共に得ること八卷。繁辭は概して節刪を行い、仍お詳議の年月と原委を註明す。その原議に或は格碍難行及び現辦と未だ符せざるあらば、逐条加えるに按語を以てし、備えて査考に資す」。そして彼の功績もまさに煩を厭わずにそうした面倒な校訂作業に着手した点に求められる(著序「惟これ二百年來、斯土に官たる者、世に伝人あるも、皆未だ切究してこれを校訂するに及ばず。独り石琴中丞、鉤稽を憚らず逐一考正し、異日の引用に訛無からしむ」)。

こうした広東における『省例』の欠如は中央各部の『則例』の完備との対比で意識されるが、また今回作られた『省例』は同時にそれら則例を補うものとしても意識される(黃序「各省の吏治民風は互いに異なるを免れず。是土に官たる者、勢に乘じ利もて導き、束ねるに科条を以てせざるを得ず。ここに於て省例の設けて以て部例の及ばざる所を佐ける有り」。著序「律は一成して不易たり。例は時に隨いて変通す。省例は則ち尤も地に因りて宜を制し、部例の備えざる所を助く」。そしてその限りで、全国的な定例や「各省通行の事件」は最初から排除され、また「外辦

事宜」の中でも既に刊本があり容易に参看の可能な章程類は「僅かに案由を門を分ちて編列しその條款は俱て冗載」されず、また反面、通行されなかった事例や「通行すると雖も一時一事に係り並て永遠定例に非ざる」事例でも、「程式を為すに足り或は日後稽查に関する有る」場合は採録の対象とされた。

そしてこの『省例』は『則例』に倣って今後も定期的に纂輯し直されるべきものと考えられており、その機会に事態の変化に対応し、また既存の欠を補訂することが予定されていた(凡例「凡そ外辦章程は、均しく応に隨時籌議し、量りて變通を為すべし。今本例は截して道光二十五年に至りて止と為す。この後、如し續増更改の條款あらば応に則例に照らして規を成し五年に纂輯すること一次、以て散失を免れるべし」、「此次の纂輯の如きは、年久く巻帙散漫せるに因りて、検査易からず遺漏殊に多し。均しく応に隨時考格記載し、統て五年の修纂の時を俟ちて、再び分別増列を行うべし」)。

ちなみに成文出版社影印本には「粵東省例新纂卷八終」という形で卷八が閉じられた後の書末の部分に光緒六年議准の數則が付載されており、光緒年間に再刊された本に基づくと思われる(なお『中国法制史書目』が解題対象とする書物も同じ特徴を持ち、また『書目』もそれについて同じ推定を行っている)。しかし逆に言えば、そうした光緒刊本上においても、省例本体部分には道光二十五年以後の纂輯を敢えて窺わせる部分は無く、右記の凡例に見られる五年一修の方針が実行されたかについては疑問を残す。

以上から分る通り、本書は一面では意欲溢れる督撫クラスのリーダーシップに基づく編纂物であるという点で『晋政輯要』と同様の特徴を持つが、他面「官缺繁簡」といった制度記述は行わず、専ら従来先例の集成整理という点にのみ努力を集中する点ではむしろ『湖南省例成案』に近づき、更に言えば、その整理を原件の形を殆ど残さないまでの条文化の形で行う点で『戸部則例』の体裁に近いものと言える。序文において部の『則例』が意識されているのも故なきことではない。

七 『江蘇省例』

『江蘇省例』『江蘇省例續編』『江蘇省例三編』『江蘇省例四編』がある。各編とも、版心上部に「江蘇省例落」といった形で藩臬の区分を明らかにし（なお続編以下でも版心には「江蘇省例」とのみ記される）、版心中央に簡潔な標題を示し（標題は目録に示されるものと概ね同じである。なお本文部分には標題は付されない）、版心下部に「同治二年」といった形で収録年分を明らかにし、それぞれの年次藩臬単位毎に目録を掲げ通し葉数を打つ形を原則とする。単位内の配列は月日順である。年次毎に「藩」「臬」の順で綴じられるのが常であるが、逆順のケースも数例あり、また年次によっては一方を欠く場合もある。本文節略の度合は編ごとに変わり、本編は簡略であるが、二編以降は比較的原文の形を残している。各編毎にその大要を示しながら展開の歴史を辿ってみることにしよう。

①『江蘇省例』四冊。第一冊扉中央に「江蘇省例」と大書し、その裏に「同治己巳季冬月江蘇書局刊」とある。即ち同治八年（一八六九）刊。¹⁸同治二年から同治七年分まで「藩政」六三例「臬政」四一例、計一〇四例の事例を含む。ただ同治六年藩政（二三例）、同治七年臬政（二七例）、同治七年藩政（三四例）が全体の八割を占め、他の年分は数例ずつに止まる（同治二年は藩臬各一例に過ぎない）。また同治三年については臬政分を欠く。

序文は無い。しかし第一冊冒頭に載る「凡例」が刊行の経緯を伝えている。主要部分を引けば、「一、凡そ院司各衙門が通飭せる新定の章程および陋規を裁除する等の件は均しく吏治民生に関わる。いま同治二年省城を克復するより起こし年を分ちて編輯し名づけて江蘇省例と曰う。各属をして遵守奉行せしめ岐誤を致すを免れしむ。」「一、省例の一書は、原より外辦事例導引の為に設く。已に奏否して案有るが如きは概して条例に帰し以て界限を清くす。」「一、通飭の各例は、条例に仿照して緊要を摘叙し、以て冗繁を免れ考証に資す。」「一、現在、截して同治七年に至りて止

め先ず編訂刊頒を行う。有る所の八年より起こす各衙門通飭事例は再び接續編刊を行う」。

ここより見れば、『江蘇省例』本編は、同治二年來、同治七年までの通飭案例を、同治八年という特定の時点で改めて年次順に藩臬単位で集成・編纂して刊行した独自の編纂物であり、その形式・位置ともに「条例」と並ぶものと考えられていたことが知られる。そして実際、近い時期について同じ江蘇書局の刊する『通行条例』という書物を見ることが出来る（東洋文庫蔵本は光緒元年から十四年までを収める）。

ただ本編所収の文書類を通観すると、同治七年臬政「案牘直書職名」末尾に既に「一面通飭各属……、並移蘇藩司刊入省例遵行等因 同治七年 月 日通飭」という文面が現われており、本編『江蘇省例』がそこで言われた「刊入省例」の行為がそれ自体に当たるといふ可能性と共に、江蘇省において本編刊行以前に既に「省例」という特有の範疇が存在し、それ故また何らかの印刷物が刊頒されていたといふ可能性を残している。¹⁹

②『江蘇省例續編』二冊。上冊扉に「江蘇省例續編」、裏に「光緒乙亥季夏月江蘇書局刊」とあり、光緒元年（一八七五）刊。同治八年以来の「藩例」「二四例（統編で編別呼称が「藩政」から「藩例」へと変化する。なお同治二年分本文に、目録には欠ける私宰耕牛を嚴禁する通飭が一件入っている）、「臬例」「二五例、計四九例を収める。同治十一年藩例分を欠き、また光緒元年については、臬例分について（上記「夏月刊」の文面にも拘らず）十一月の日付を持つ文書までもが含まれるのに対して、反面一例しかない藩例分（光緒元年三月通飭）は（凡例の「光緒元年に訖る」の文面にも拘らず）何故かここに含まれず『三編』に回されている。

上冊冒頭に載る「凡例」に依れば、本編と編纂方式に変化がある。まず「一、前編の省例は、毎例或は僅かに事由を摘叙し以て繁瑣を免るるも、今は則ち詳の如く通叙し、読者をして因端竟委して一目瞭然ならしむ。事実本編に比して文章の節略の度合は随分と低い。また「一、續纂中に先に刊刻通飭を経るの例有り。今亦た次に依りて驛入し、再び重刻せず」という文言からは、先に福建省『省例』について想定したと同様に、今回の続編出版にあたり一部の

事例については元来の刊刻通飭時に用いた版木を（版心部分のみ改め）流用した事情が窺われる（但し福建省『省例』のケースと異なり、改刻部分との間で顕著な版式上の変化が見られないためにそれがそれと特定するのは難しい）。そして「一、此次の續纂には、事を同一にして前後稍や異なり、義を同一にして条理加詳せる有れば、則ち悉く後定を以て断と為す」。

こうした編纂形式の変化の背景には、続編の対象とする同治八年以降の期間における「刊入省例」実務の定着があるのであろう。前述の通り同治七年に初出する「刊入省例」の実務は、同治八年の『江蘇省例』の刊行を経て、同治十二年藩例「奏銷截數限期」に「伏候憲臺鑒核俯賜核示、以便由司刊入省章通飭遵辦」の求めに対して「仰即由司酌核辦理、仍先行刊入省章通飭遵照」の批が下される事例が載り、また同年泉例「佐雜汎弁不准擅受民詞」末尾に「著為省例」の語が見える通り、本期においてもなお持続していた。そして更に同治十三年泉例「會議辦理鹽犯」では乾隆初年来の「遠年省例」を整理して「現行省例に編入し各属に通飭し一體辦理せしむ」という一種の「補刊」の情景が述べられており、その定着度はより強いものになっている。また同治十二年泉例「州縣親理詞訟限期」末尾に見える「批を連ねて局に発し刊刷成本して各属に通飭し一體遵照せしむ」という語からは、重要な通飭については随時刊刷し省内各属に頒布するという福建同様の慣行が、江蘇においても存在していたことが知られる。

即ちこの期間においては、その最初から日々の実務において省例という形式的範疇が意識され、また「刊入省例」の名の下に多くの印刷物が随時刊頒されていた。そうした刊刷が既にある以上、『續編』編纂時において版木の流用が行われても不思議はなく、また順次刊刷された先例間の整理がこの機会になされたことも理解しやすいことである。

③『江蘇省例三編』二冊。上册扉裏に「光緒癸未四月江蘇書局刊版」とあり、光緒九年（一八八三）刊。前述光緒元年藩例分から光緒八年藩例泉例分まで、藩例四〇例、泉例一二例、計五二例を収める。光緒三・四・五年は泉例分を欠く。

凡例は無いが、例えば光緒二年泉例「嚴禁搶奪章程」末尾の「通飭各属一體遵照出示曉諭、一面由司刊入省例永遠遵行」、あるいは光緒七年泉例「無名傷屍定限嚴緝分別懲儆」にある総督の批「至江蘇歷年所定省章、応仿照江西安徽成案、隨時編定発刊釘本、通飭所屬一面呈送備査」といった文言からは『續編』期と同様の実務が続けられていた模様が窺われ、それゆえ書物の性格も『續編』に類したものと考えられる（ただここに出る「江西」は『西江政要』按察司本のことであろうが、「安徽」とは何であろうか）。なお光緒四年藩例「札發築圩圖說」本文末尾「計發築圩圖說」字の下に細字双行で、「案築圩圖說、本局另有刊本、江蘇書局識」という書肆のつけた注記があることは興味を引く。

④『江蘇省例四編』四冊。第一冊扉裏に「光緒庚寅三月江蘇書局刊版」即ち光緒十六年（一八九〇）刊とあり、確かに当該冊は光緒九年泉例分から始めて光緒十五年藩例泉例までに充てられている。しかし第二冊は光緒十六年だけではなく十七年藩例泉例までをも含んでおり、東洋文化研究所蔵本第四冊末尾は光緒三十三年泉例分まで含む（なお末尾が何年分までを含むかはコレクションにより異なる。『中国法制史書目』は同じく光緒三十三年まで含む本を掲げるが、例えば国会図書館蔵本は光緒二十四年分で止まっている。以下、東文研本に即して述べる）。四冊全体が光緒十六年に一時に刊刻された訳では毛頭ない。東文研本では全七一事例（藩例二四、泉例四七）。『三編』同様に「凡例」は無い。

『四編』において事例を欠く年分が急速に増加し、東文研蔵本に含まれるのは、光緒九年泉例、十一年泉例、十三年泉例、十四年藩例、十五年泉例、十六年藩例泉例、十七年藩例泉例、十八年藩例泉例、十九年から二十四年までの泉例、二十九年から三十三年までの泉例のみである（即ち藩例は光緒十八年を以て最後とする）。また年分藩泉分毎に目録を記しその内部では通し葉数を打つという『三編』までに共通して取られてきた編纂形式も第一冊までで崩れ、第二冊・光緒十六年藩例以降については、葉数は事案一例一例毎に一から打たれる（裏から言えば敢えて年次藩泉分

毎に通巻葉数を刻し直さない) 形がとられ、また第三冊、光緒十八年臬例以降については、目録葉に数年分の事例が列記されることから分る通り、年次毎の編成という形式も崩れている。⁽²⁰⁾そして更に光緒二十九年以後については、こうした目録自体までも欠けるに至り、要は一事案毎の冊子の積み重ね以上の様式を持たないものとなる(そして全体を通じ『四編』という書名は第一冊の扉と目録葉の「江蘇省例四編目録」という表題の中にのみ現われるに過ぎない以上は、厳密に言えば、目録葉欠落以後のものを『四編』に含めて考える自明性はない)。そしてこうした編纂された一書としての性格の弱体化の動きと言わば反比例して、一つ一つの項目文章が長くなる(節略したものではなくフルテキストに近いものが収録される)傾向が見られる。

この様に『四編』は扉の裏に記す刊行年次以後の文件までも含み、しかもその中で年を経る毎に、書物としての様式が順次解体して行く。その過程についての具体的な情報は欠けるが、ただそこに生起している事態自体は『續編』以降の展開を踏まえればそう分り難いものではない。

というのも省例という範疇が定着し、また日常的に重要な通飭が刊行頒布される形態が一般化すれば(そして『續編』凡例が既に明言する通り『江蘇省例』がその「驛入」までも行うようになればいいよ)、その反面として『江蘇省例』自体は、それぞれの編纂時点で改めて省例たるべきものを選び編じた書物という性格よりは、むしろ既に省例として意識され(そしておそらく殆ど全てが既に刊頒され)ている過去何年分かの通飭類・単行章程類を再版合冊した書物としての性格を強めて行かざるを得ない。そしてこの性格変化は『續編』段階から事実として始まっていたものであるが、それでもなお光緒十六年には、『本編』『續編』『三編』と続いていた六七年毎のインターバルを引継ぎ、同一形式で『四編』(第一冊)が刊行された。しかしその後は、通巻葉数の欠如に見られるごとく元来の「編纂意識」は薄れて行き、第二冊以降は、むしろ『四編』第一冊という「本体部分」に追加されるものに姿を変えて行く。ただそれら「追加分」の刊行事情の断定は難しい。第二冊、光緒十六・十七年の藩例臬例(および第三冊冒頭の光

緒十八年藩例分) までについては従来のごとく年次藩臬毎の、また第三冊後半・光緒十八年から二十四年までの臬例については数年分を跨ぐ形の目録が一応は存する。最小限それらが目録単位でまとめて再版頒布されたことだけは確かであろう。⁽²¹⁾ところがそれに対して、目録を欠く光緒二十九年以降の部分については、版心下部の年次表記が事案毎に「光緒三十年」となったり「光緒三十年分」となったりと変動することから考えると、次の可能性も否定できないであろう。即ちそれらは何処かの時点で形式を整えて再版されたものではなく、むしろそこでは随時刊頒される印刷物(例冊)自体が最初から「江蘇省例臬」といった版心を付して作成され、現存するものはその冊子の事実的集積物である(随時行われる通飭の刊頒行為と、数年毎に行われていた『江蘇省例』の編纂頒布行為が融合してしまった)。この様に『江蘇省例』は、時期により性格を変化させ、また末期に至ると不明な点が多くなる。しかし概して言えば、それが『西江政要』按察司本に近い性格を持つ継起的刊行物であることは明らかであろう。

おわりに

以上、現在その存在を知られている『省例』七書について、主に形式的な側面から解題を試みた。上記の記述が示すがごとくそれらは一括して性格を論ずべくは余りに多様であり、それ故ここに「まとめ」を示すことは不可能でありまた適当なことでもない。ただ以上の分析を踏まえて、ここで従来漠然と抱かれてきた『省例』観に対して一定の留保を加えておくことは可能であり、また必要でもあろう。

というのも、これまで『省例』が論じられる際には、決まって部の『則例』が引照され、両者の位置づけの共通性が語られ、また全国の通例と各省毎の特例としての両者の相補性が語られるのを常とした。『則例』が中央の各衙門別の条例であるのに対して、省例は地方各省の則例を編纂したものである。各省にはそれぞれ政治経済上の特殊事情

があり、全国統一的な法令を適用しにくい場合があつて、省例はそういう地方的事情を補うものであつた⁽²²⁾という北村敬直氏の説明は、こうした学界の通念を端的に示している。

そして成程こうした性格付けは、「はじめに」に述べたごく清朝全法制の中における『則例』『省例』の体系的位置づけとしてはごく自然なものであり、また実際『粵東省例新纂』については非常によくあてはまることもある。そこでは序文が明らかにする通り編纂者自身が強く『則例』を意識して『省例』を作っており、また上に述べる『則例』との相補性をも自ら謳っている。書物の体裁といい五年一修の方針といい、『則例』特に『戸部則例』との類似性・模倣性は明白である。しかし他面、こうして現存する『省例』の全体を振り返って見るとき、そうしたパラレリズムがそのまま成り立つのが、結局はこの『粵東省例新纂』一書に限られるということも確認しておいた方が良いでしょう。

例えば『治浙成規』および福建省『省例』においては、何よりも我々が手にする刊本以前に既に「治浙成規」「省例」という同時代的に順次刊頒される冊子が乾隆二十年代から存在していた。それは乾隆初年に刊刻される吏部兵部の『則例』類が出た後ではあるが、乾隆四十一年に『戸部則例』が刊行されるより随分と前のことである。そして事実それらは『則例』ではなく、乾隆十年代から各省において随時刊発されるようになった『条例』、即ち中央の通行の刊刻形式に並ぶものとして意識されていた。『西江政要』においても事情はこれに近からう。そして浙江省では道光期まで、福建省江西省においては光緒期まで、こうした冊子が持続的に刊頒され続け、また江蘇省では同治年間になつて改めてこうした方式が開始された(そこで意識されていたのもまた『条例』であつた)。こうした省においては『省例』、より正確に言えばその先行物とし随時刊頒される『省例』は、或る時点から過去を振り返り現在先例となつている事案の由来を整理する書籍である以前に、むしろ或る時点において将来に向けて「永く章程となすべき」事例を刊頒する為の法形式として位置づけられていた。成程それらが積み重なり最後に『省例』という書籍の形をとれば、

それはまさに過去の事例集に他ならないが、それは結果であつて目的ではない。

また反対の極には『晋政輯要』のごとき、単に省事例を整理するに止まらず、省の典制・省政の現況を体系的に論述する「省政便覧」「省政ハンドブック」とでも称すべき『省例』も存在した。当然その内容は事例を整理した『則例』を越えて、むしろその則例・事例が付されるべき『会典』本体部分をも含んだものにならざるを得ず、全体としては『会典事例』のごとき書物がそこに現われることになる(事実、重輯『晋政輯要』の目録は『大清会典事例』の目録を彷彿とさせる)。ここでも『則例』になぞらえた説明は、必ずしも現にある事態を巧く説明しない。

そして残る一書『湖南省例成案』も、或る時点で歴年の事例を整理分類したという点では『粵東省例新纂』に類似するものの、節略を殆ど加えずに原件を収録し、しかも『大清津例』の編別に従つてそれを分類するという手法においてそれと大きく区別される。そこに見られるのは、むしろ今後先例として参照されるべき膨大な衙門檔案をその時点で整理刊行すること、即ち浙江・江西・福建で乾隆二十年代来順次行われ積み重ねられてきたことを、乾隆四十年前後という時点で、過去に遡り一挙にまとめて行つてしまおうという志向であり、『粵東省例新纂』『凡例』に(そしてまた『戸部則例』『凡例』に)見られるがごとき、現行章程を整理し端的に提示しようという志向をそこに見出すことは難しい。

この様に事実経過に即して言えば、『則例』が完備した後に『省例』がそれに倣いまたその特例・「特別法」として順次各省に成立・出現したという訳では全く無い。そしてこうした各『省例』の持つ歴史的位相の差異を見れば、通説の示すその内容的位置づけ、全国通例たる『則例』に対する地方特例としての『省例』という性格付けの側面も、必ずしも一概にはそうは論じ難いことは容易に理解されるであらう。ただこの側面については、形式を論ずる本稿の枠を越えた問題となる。別稿に期すこととしよう。

(1) 滋賀秀三「清朝の法制」(坂野正高・田中正俊・衛藤藩吉編『近代中国研究入門』東京大学出版会、一九七四年)。北村敬直「清」(『アジア歴史研究入門』1、中国1、第VIII章、同朋舎、一九八三年)。なお滋賀上掲論文では浙江省について萬維翰『成規拾遺』も併せて挙げられている。

(2) 紙幅に制約のある教科書類は当然として、張晋藩主編『中国法制史研究総述』(中国人民公安大学出版社、一九九〇年)を検しても地方法制についての研究動向を見出すことができない。また会典および則例について丁寧な言及を行う張晋藩・李鉄『中国行政法史』(中国政法大学出版社、一九九一年)も、不思議に省例への言及を欠いている。

(3) 注(1)所掲の両論文ともその視点を明示する。そして『省例』を『則例』とパラレルに捉える仕方は早くから見られるものであり、例えば『清国行政法』は「省例は各省に於て纂定する所の実例にして其性質は則例と異なることなし。唯則例は事件に依りて其管轄を分ち省例は土地に依りて其適用を異にするのみ」(第一編第二節第二款「省例」と論ずる。また中には曹宗儒「記清代則例」(『中和月刊』一巻一期、一九四〇年)のごとくむしろ『則例』の一種として『晋政輯要』『粵東省例』を挙げるという例もある。

(4) 但し口頭報告としては、既に谷井陽子氏に本稿主題と相触れる「部示と省例」(第五回明清史夏合宿、一九九一年八月。『第五回明清史夏合宿の会NEWS LETTER』に要旨掲載)がある。本稿執筆に際して大きな刺激を受けた。明記して感謝する。

また古くから『省例』の史料的价值を称揚されてきた仁井田陞氏には、「中国の同族部落の械闘」(同『中国の農村家族』東京大学出版会、一九五二年所収)、「明清時代の一田両主慣行とその成立」(同『中国法制史研究 土地法取引法』東京大学出版会、一九六〇年所収)他の『省例』を史料として利用する幾つかの論文があり、また「大木文庫私記——特に官箴・公牘と民衆とのかわり」(『東京大学東洋文化研究所大木文庫分類目録』一九五六年、所収)の如く『省例』諸書を紹介する論文もあるが、紹介の主眼は終始それが豊富な事例を含むという内容面に向けられており形式への関心は薄い。

なお社会経済史分野についても『省例』を用いた研究が幾つか見えるが、ここではそれを主史料とする例として、重田徳「清初における湖南米市場の一考察」(一九五六年)、同「清初における湖南の地主制について——『湖南省例成案』による小

論」(一九六一年。後に両論文とも同『清代社会経済史研究』岩波書店、一九七五年に収録)を挙げるに止める。

(5) 次述する通り事案は総督巡撫両者の批を以て閉じられるのを常態とするが、それを年次配分するに際しては総督の批ではなく巡撫の批を奉じた年月日が基準とされている様に見える(例えばクリティカルな例を一つ挙げると、版心に「道光元年」と記される藩政「試用知縣未經到省註冊在途丁憂酌給路費」は、道光元年十二月十日に巡撫の批を奉じ、道光二年一月十六日に総督の批を奉じている)。ただ稀にだが藩政「開墾田地禁收試徵銀米」の如く版心には「嘉慶十二年」とありながら、文書内での年次としては、嘉慶九年八月六日に布政司が巡撫の批を奉じたという記述があるのみといった判断に迷う例もある。黙示的な「補刊」の一種と解すべきなのであろうか。

(6) この事実には谷井陽子氏が、注(4)前掲口頭報告で既に指摘されている。

(7) 谷井陽子「戸部と戸部則例」(『史林』七三巻六号、一九九〇年)七三頁より重引。

(8) 正確に言えば、目録には二一例のみ載せる。しかしそれ以外に統編本文四番目に、乾隆二十四年閏六月二十二日「枷号熱審亦減等」という目録にはない文章が挟み込まれてある。

(9) なお京都大学人文科学研究所に存する本(同所漢籍目録には「一卷統一巻、乾隆三十八年刊本、三冊」と記される)も、扉を欠くこと以外、東洋文庫蔵の重訂本と内容に変わりはなく、目録記載上の差異はすべて単純に綴じ方の相違に起因するものようである(谷井陽子氏の示教による)。

(10) なお表「存否」欄からも見て取れるように、時期の重なる(しかし冊の綴じ形は相当に異なる)AC両本が、乾隆五十九年分(巻三三に当たる)、嘉慶八年分(巻四十一の絡む部分)、嘉慶二十三年分(ここで巻数表示が十一とぶ)、道光四年分・五年分(巻七〇・七一に当たる筈の諸巻)といった難解の個所について不思議に揃って欠けているという事実も、それらが当初から刊行されなかったのではないかとこの想像をかき立てる。

(11) 福建においてはこうした『条例』側の刊頒が何時に始まるのかは知らない。ただ後にみる乾隆『晋政輯要』巻二「刊刻公捐」の項には「部頒の条例は乾隆十九年に於て部の各省に令して随時刊刻せしむるの行を奉ず」という文が見え、これに従えば福建においても乾隆十九年から条例の刊頒は行われていたのであろう。

なおこの他に皇帝の上諭・膳黄についても、省において刊刻頒布が為されていた模様であり(雑例「凡遇膳黄上諭閩省照例刊送」乾隆四十四年において、閩浙総督が、これまで閩浙全体分の膳黄上諭を福建に刷らせていたが、以後は浙江分は浙

江省で刷らせるので刷送は無用であると述べている）、そして上記三者にかかる費用「膳黄・條省例工価」は、捐款によりまかなわれていた様である（捐款例「閩省額派攤損各款分別半廉半損納」道光十六年、同「分別刪免展扣州縣損款」道光三十年。後者には「膳黄・條省例工価二款、年無定額、……應俟刊刷……之時、另行籌款動給」ともある）。また同じ事情は上述『晋政輯要』の「刊刻公損」および「刊刻膳黄」の項にも見える。

- (12) そして「治浙成規」と同様にここでも督撫が刊行毎に省例刊刷を自分の衙門に送らせる例がある。道光年間について「刊入省例通頒、將省例照刷十五本移送」（仍照刷十本呈送備查）。咸豐年間においても「札飭經歷刊入省例、印刷一百五十本、刻日送由該道轉送本都院衙門、通頒各鎮標協營遵照、以垂久遠」（刊入省例、仍照刷二十本呈送備查）。

- (13) ただこれら目録、常に万全ではない。例えば総目には吏律職制「貢舉非其人」第八案目として「鄉試三場程式刊刷工本動支青生罰贖銀兩辦理」が載るが、当該巻の目録はこれを載せずまたテキストも欠ける。逆にテキストがあるが総目に記載がないケースが六件あり、しかもその内の二件、兵律閩津「閩津留難」第二案目「救生船不實力救援於埠柳枷號杖責」乾隆元年および刑律賊盜「恐嚇取財」第十一案目「嚴禁捕役誘誘誣良」乾隆十一年については、当該巻の目録にも記載が欠けている（本文に示した案数勘定はすべてテキスト側に基づく）。その他、総目・各巻目録・本文の順序が前後する個所が数カ所ある。

- (14) 専ら便宜に従い薛允升著述・黃靜嘉編校『説例存議重刊本』から算出した。それ故この数字は清末段階のものであり、『湖南省例成案』刊刻当時に遡ればその数は更に幾つか減ることになる。ちなみに言えば『大清律例』の条例分布はかなり不均等であり、条例を有さない律条が一五一条ある反面、条例を一〇条以上有する律条が四九条あり、そしてそれだけで二二三一条の条例を含む。つまり一割強の律条が、条例数全体の三分の二弱を独占しているというのが全体の配置である。

- (15) 例えば、刑律賊盜「恐嚇取財」の「少壯惡巧橫索滋擾嚴行究逐」乾隆二十七年は、宴会のおこぼれを頂戴した乞食が酔って厨房に入り込み逆にコックに殺害されてしまうケースである。また刑律詐偽「偽造印信時憲書等」の「劉陽縣訪獲描畫印文牌票詐騙鄉愚」乾隆三十四年は、民人が偽の印票を作り、不税契の調査の為に吊契をしに来た差役だとかたて飯食銭をかすめ取った事件についての按察使代理の詳とそれに対する巡撫の批から成るが、詳文中には、犯人を訪拿した知果が督撫に對してなした事件報告等の詳細な情報が含まれている。こうした擬罪の文書は「成案」の名を冠しない他の「省例」にも見えない訳ではないが（例えば『治浙成規』巻七「禁帶鐵鎗石礮」乾隆五十六年）、省レベルにおける裁判文書を節略の度

合が低い形で見る機会の少ないことを思えばその価値は小さくない。

- (16) なお巻八最終葉には「雙門底古香樓承刊」という刊記がある。この古香樓の性格については調べ得なかったが、同書巻四札制「恩詔書籍」にはまた「上諭については向きより経歴司に発し拱北樓の匠人に飭して刊刷し司に呈して転発せしむ（拱北樓は藩司前の雙門底城上に在り。此の項の匠人専ら藩司衙門飭交の書籍を刊刻するを司る）」（丸括弧内細字）という別の刊刻者についての記述を見ることができ。布政司衙門の経歴司の仕事の一部を請負い代行する業者または機関が、おそらく省の衙門の周囲に幾つか存在していたのだろう。

- (17) この成文出版社影印本は、後に述べる通り巻八の後に光緒事例を付載する点で、二本ある東洋文化研究所蔵本どちらとも区別される。ただ巻八までの部分については、二つの序の先後・凡例と総目の先後といった綴じ方の問題、および巻二本文冒頭の項目名について東文研二本が「刊如膳黄」とするのに対して影印本は「刊貼膳黄」とする（目録はどれも「刊貼膳黄」という二点を除いては、三本とも基本的に差異は無い。ただ成文出版社影印本の利用にあたっては次の注意が必要である。①巻三第四十二葉を欠く。②元本の印刷不鮮明な個所について影印版上にペンで大量の補筆がなされている。概ね正確だが時に漏れもあり（例えば五五一頁末尾「編號印烙」の「烙」字を補い落している）、また六九七頁末尾按語に加えられた加筆「道光二十三年臬司詳定」のごときは「道光二十二年」の誤である。そして全般についてなされるこうした加筆のために、上記の「刊貼膳黄」部分が光緒年間における元本再刊時になされた象眼・訂正なのか、それとも今回の影印時の補筆なのかの判断が難しくなっている。

- (18) 江蘇書局については詳しい実態を調べ得なかったが同治年間に各省で作られた書籍刊印の為の官立機関の一種と見られる。京都大学人文科学研究所蔵『江蘇書局重訂核實価目』（光緒十九年三月初一日の日付を持つ江蘇布政使の示を巻頭に載せる）には、「牧令書」「律例便覽」「通行條例」等と並んで「江蘇省例初編每部肆本、連史紙每部足制錢參百玖拾陸文・毛太紙每部足制錢貳百柒拾文」以下、「江蘇省例續編每部貳本」「江蘇省例三編每部貳本」「江蘇省例四編每部參本」についての記述がみられる（井上進氏・谷井陽子氏の御教示による）。また統編の刊行に際して通飭印刷物の版木が流用されたという後述の事情からは、江蘇書局が通飭類の日常的な刊頒をも担当していたという可能性をも考えることができる。

- (19) そして事実、乾隆期から他省の「省例」上に、江蘇省の「省例」に言及する記事を幾つか見ることができる。例えば『湖南省例成案』戸律錢債「費用受寄財產」第一項、乾隆二十四年には、典当染舖が失火被賊に遭った場合の客に対する賠償責

任を巡り「江浙両省現行省例」に倣い店側に半額を賠償させるという記事が見え、また『治浙成規』臬政乾隆四十一年および道光四年にも、私塩事件の処理方法を巡り「江省向有省例」「江蘇省向辦私塩省例」といった表現が現われる。これらは単に自省の方式になぞらえて他省先例をも「省例」と称したに過ぎないとも考え得るが、他面これらの記事及び後に引く『續編』同治十三年臬例「會議辦理鹽犯」に見える「乾隆初年来の遺年省例」といった記事を最も強くとれば、太平天国期以前の江蘇省における省例の歴史を、本書の成立史とは別にもう一つ語り得る可能性が生まれる。

- (20) 版心に光緒十八年と記される「江蘇省例四編目錄 臬例」には、光緒十八年の四例の他に、光緒十九年の二例、光緒二十年の二例が載せられている（各事例の版心には正しく光緒十九年、二十年と記されている）。また同じく版心に光緒二十一年と記する「江蘇省例四編目錄 臬例」には、光緒二十一年分二例の他、光緒二十二年分一例、光緒二十三年分二例、光緒二十四年分一例が含まれている（かつ光緒二十二年については目錄にない事例一例が本文側には現われる）。

- (21) 注(18)に示した文献によれば、光緒十九年三月の段階で四編は既に「参本」出ていた模様である。冊の綴じ形という不安定な部分に属する話ゆえ、それだけで何かを断定することは難しいが、最小限、現行冊の区分をそのままに刊行単位と考えることができないことだけは確かなように見える。

- (22) 注(1)所掲北村論文。